

内容解説資料



特設ウェブサイト
もご覧ください

公共046-901『高校生の公共』

「教科書発行者行動規範」に則った資料です

文部科学省検定済教科書
46 帝国
公共046-901
高等学校公民科用

高校生の 公共



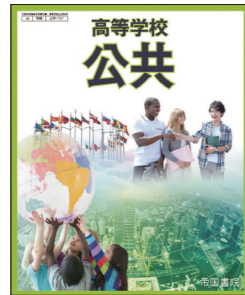
わかりやすい!
ためになる!

「公共的な空間」のあり方
を考えられる教科書

高校生の公共

令和8(2026)年度発刊
公共046-901
AB判 248ページ

わかりやすい! ためになる!
「公共的な空間」のあり方
を考えられる教科書



令和4(2022)年度以降版

大刷新!



令和8(2026)年度以降版

『高校生の公共』に込めた思い

よりよい「公共的な空間」のあり方考えられる教科書を目指して

著者代表 東京大学 教授 苅部直
帝国書院 編集部

私たちは、「公共的な空間」とよばれる、さまざまな生活背景や価値観をもつ多様な他者との関わりにおいて形成される場に生きています。異なる立場や背景をもつ人々とのようにして共に暮らし、よりよい社会を築いていくのかを考えることが私たちには求められています。

本書では、“実社会とのつながり”を重視し、実際の社会で生じている具体的な課題を取り上げるとともに、異なる立場や意見を幅広く紹介しています。また、学習課題や本文には「私たち」という言葉を積極的に用い、生徒が学習の主体として社会との関わりを意識し、みずからの役割を考えられるようにしています。

本書を通じて、多面的・多角的な視点で物事をとらえ、他者と対話しながら思考を深める力、そして複雑で変化の激しい社会の本質を理解し、未来の社会を創造する力を育てていくことを願っています。

先生方には、本書を活用し、生徒とともに社会の課題に向き合い、よりよい未来の実現に向けた学びを深めていただければ幸いです。

本資料のもくじ

全体構成 4

単元構成 6

特色

①

「公共的な空間」のあり方を学び、課題を解決する力を育む教科書

- よりよい「公共的な空間」を築くための「第1部 公共の扉」 8
- 13の主題ごとに社会の課題に迫る「第2部 よりよい社会の形成に参画する私たち」 12
- 第1部、第2部の学習を深める「第3部 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」 16

特色

②

身近な題材から社会への理解を深める教科書

- 社会への興味・関心をひく身近な導入と、かみ砕いた生徒目線の本文 18
- 身近な題材で学習意欲を高める工夫 20
- 18歳成人に向けて社会で役立つトレーニングができる「18歳へのステップ」 22
- 学習内容を分かりやすく補完する「なるほど解説」「戦後史にアクセス」 24

見開き構成 26

単元紹介

第1部
公共の扉 28

単元紹介

第2部第1章
私たちと法 30

単元紹介

第2部第2章
私たちと政治 32

単元紹介

第2部第3章
私たちと経済 34

QRコンテンツ

..... 36

関連教材

..... 38

特色一覧・

著作関係者 40

全体構成

単元構成

特色①

特色②

見開き構成

単元紹介

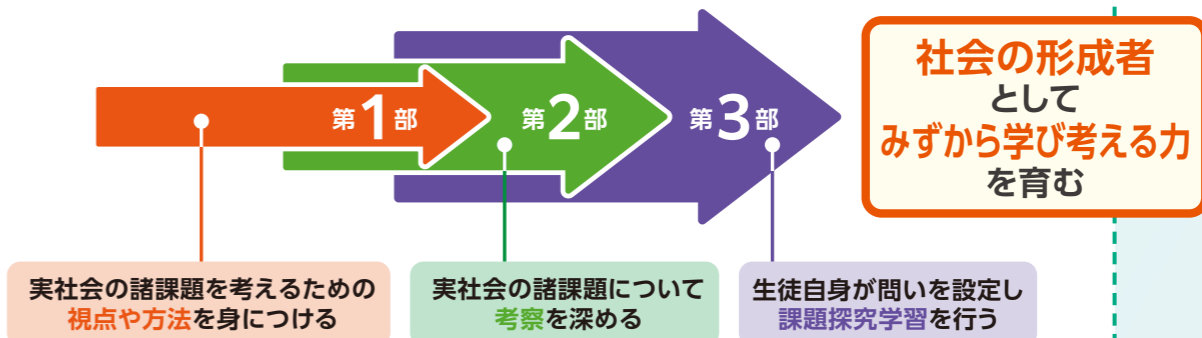
QRコンテンツ

関連教材

「公共的な空間」のあり方を認

- 第1部の学びを土台として、第2部で社会の課題を考察し、第3部の課題探究学習に取り組む構成としています。
- 本文ページで基礎を身につけ、特設ページでそれを活用した学習に取り組むという流れを徹底しています。教科書を通して、**社会の形成者としてみずから学び考える力を育める**ようにしています。

識し、社会参画への力を養える構成



▶p.2-3

もくじ



「公共的な空間」

教科書p.10の本文や、巻頭3、p.8の第1部の見出しページにて、「公共的な空間」とはどのようなものか、定義を明確にしています。

なぜ「公共」を学ぶのか……………巻頭3
 もくじ……………2
 本書の使い方……………4

第1部 公共の扉

章の見出し……………8

第1章 公共的な空間をつくる私たち

1 「大人」へ向かう私たち……………10
 2 悩みと向き合うためのヒント……………12
 3 多様な個性が存在する社会……………14
 4 私たちの社会に息づく宗教・文化……………16
 5 私たちの生活と日本の伝統・文化……………18
 6 社会をつくる私たち……………20
 18歳へのステップ 「私」ってどんな人間?……………22
 公共の見方・考え方 幸福に生きるためには何が重要か?……………24

第2章 公共的な空間における人間としてのあり方・生き方

1 よりよく生きるためのヒント……………26
 2 幸福と正義の考え方……………28
 3 動機と結果の考え方……………30
 4 他者と共に生きる倫理……………32
 なるほど解説 人間のあり方を論じた古代中国の思想家たち……………34
 公共の見方・考え方 人々の利益を環境保護よりも優先させてよいのか?……………36
 公共の見方・考え方 生命に優先順位をつけることは許されるか?……………38

第3章 公共的な空間における基本的原理

1 近代憲法に流れる考え方……………40
 なるほど解説 多数決のジレンマと近代立憲主義の意義……………42
 2 日本国憲法に生きる基本的原理……………44
 3 平等に生きる権利……………46
 4 精神活動の自由に関する権利……………48
 5 身体や経済活動の自由に関する権利……………50

6 より人間らしく生きる権利……………52
 7 幸福を求める権利と広がる人権……………54
 18歳へのステップ これSNSに投稿していい?……………56
 公共の見方・考え方 クオータ制を義務化するべきか?……………58
 章の振り返り……………60

第2部 よりよい社会の形成に参画する私たち

第1章 私たちと法

章の見出し……………62

第1節 法や規範の意義と役割(主題①)

1 社会規範と法……………64
 2 私たちの生活と法……………66
 18歳へのステップ 交通事故を起こしたら?……………68
 実社会の諸課題 同性婚は法的に認められるべきか?……………69

第2節 契約と消費者の権利・責任(主題②)

1 契約の考え方……………70
 2 消費者の権利と責任……………72
 18歳へのステップ 契約する前に知っておくべきことは?……………74
 実社会の諸課題 意図しない定期購入は解約できるか?……………75

第3節 司法参加の意義(主題③)

1 司法の役割……………76
 2 刑事裁判とその課題……………78
 18歳へのステップ 裁判員裁判はどのように行われる?……………80
 実社会の諸課題 死刑制度は続けるべきか?……………82
 章の振り返り……………84

第2章 私たちと政治

章の見出し……………86

第1節 政治の役割と政治参加(主題④)

1 政治と権力……………88
 2 議院内閣制と国会……………90
 3 権力分立と行政の役割……………92
 なるほど解説 世界の政治体制……………95
 4 地方自治の役割……………96
 5 政党政治とメディア……………98
 18歳へのステップ メディア・リテラシーを身につけるには?……………100
 6 国民の政治参加と選挙……………102
 18歳へのステップ 投票先はどうやって選ぶ?……………104
 戦後史にアクセス 戦後の日本政治の変遷……………106
 実社会の諸課題 国会議員に定年制を導入するべきか?……………108

第2節 主権国家と国際政治(主題⑤)

1 国家と国際法……………110
 2 日本の主権と領土……………112
 3 国際連合の役割と活動……………114
 4 人権保障の国際的な広がり……………116
 実社会の諸課題 内戦状態の国に国際社会は介入するべきか?……………118

第3節 日本の安全保障と防衛(主題⑥)

1 平和主義と日本の防衛政策……………120
 2 これからの日本の安全保障……………122
 実社会の諸課題 日本の安全保障はどうあるべきか?……………124

第4節 国際社会の課題と日本の役割(主題⑦)

1 紛争とテロリズム……………126
 2 核兵器と軍縮の課題……………128
 3 国際協力と日本の役割……………130
 戦後史にアクセス 戦後の国際政治の変遷……………132
 実社会の諸課題 SDGsのどの目標から着手するとよいのか?……………134
 章の振り返り……………136

第3章 私たちと経済

章の見出し……………138

第1節 市場経済の機能と限界(主題⑧)

1 私たちの生活と経済のしくみ……………140
 2 市場経済のしくみ……………142
 なるほど解説 政府の大きさをめぐる考え方……………145
 3 企業の目的と役割……………146
 なるほど解説 企業活動と資金調達……………148
 4 経済の変動……………150
 なるほど解説 GDPの見方・考え方……………152
 実社会の諸課題 公共施設の運営を民間企業に任せるべきか?……………154

第2節 金融の働き(主題⑨)

1 金融の役割……………156
 2 中央銀行の役割と金融政策……………158
 18歳へのステップ 将来のお金の計画をどう立てる?……………160
 実社会の諸課題 日本銀行もデジタル通貨を発行するべきか?……………162

第3節 財政の役割と社会保障の課題(主題⑩)

1 政府の役割と財政の機能……………164
 2 日本の財政の課題……………166

3 社会保障の役割と意義……………168
 4 社会保障制度の課題……………170
 実社会の諸課題 持続可能な医療制度をどのように実現するべきか?……………172

第4節 労働者の権利と雇用・労働問題(主題⑪)

1 労働者の権利……………174
 2 雇用と労働に関する課題……………176
 18歳へのステップ 求人票ってどう見るの?……………178
 実社会の諸課題 労働者の権利と義務はどうあるべきか?……………180

第5節 社会の変化と職業選択(主題⑫)

1 産業構造の変化と職業選択……………182
 2 社会を支える産業とその変革……………184
 戦後史にアクセス 戦後の日本経済の変遷……………186
 実社会の諸課題 あなたの職業選択についてどう考えるか?……………190

第6節 経済のグローバル化(主題⑬)

1 国際経済のしくみ……………192
 なるほど解説 国際収支と為替レートの見方……………194
 2 国際経済制度の歩み……………196
 3 地域経済統合……………198
 4 グローバル化と自由貿易協定……………200
 5 国際経済の変化と課題……………202
 6 経済格差の是正……………204
 戦後史にアクセス 戦後の国際経済の変遷……………206
 実社会の諸課題 外国企業の誘致による地域活性化を進めるべきか?……………208
 章の振り返り……………210

第3部 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

章の見出し……………214
 1 探究課題の設定……………216
 2 情報の収集・読み取り・分析……………218
 3 考察を深める……………220
 4 自分の考えの説明・論述……………222
 5 探究課題例……………224
 18歳へのステップ 情報収集ってどうやるの?……………226

社会への旅立ちを前にして……………228
 法令集……………229
 さくいん……………236
 都道府県と主な都市……………巻末1
 世界の国々……………巻末2

本文ページ
58
見開き

第2部

第1部で身につけた視点や方法を生かして、学習指導要領に示された**13の主題**ごとに**社会の課題を考察**します。課題を追究し解決に向けて考える学習を通して、**社会への理解**を深められるようにしています。(→本資料p.12~)

第3部

第1部、第2部の学習を生かして、科目のまとめとして**生徒自身が問いを設定し、課題探究学習**を行います。**より実践的な学習で、社会参画に必要な力を養える**ようにしています。(→本資料p.16~)

STEP 1 | 見通しページ

章※¹で学習することの全体像を示し、見通しをもって学習に取り組めるようにしています。

章の見通し

第2部
よりよい社会の形成に参画する私たち

第1章 私たちと法

第1章の問い
よりよい社会を形成していくために、法に関わる主体として私たちにどのようなことができるのだろうか？

公共的な空間と法
自転車で歩道を通行したり、横断歩道で歩行者の通行を妨げたりする行為は、私たちが生きる公共的な空間にはさまざまなルール(社会規範や法)が存在している。そして、そのようなルールは私たちが守るべきものではなく、私たちが守るべきものでもある。また、そのルールを共有する人々の性質や状況に応じて、例外を認めたり、きまり自体を変更したりすることが適切な場合もある。

第1章では何を学ぶのか
第1章では、そのような法に関わる主体として、社会生活を支える社会規範や法の意義と役割、契約と消費者の権利・責任、司法参加の意義などについて学習する。日々変化する社会をよりよいものにしていくために、私たちにどのような法に関わっていかねばならないかを考えていこう。

第1節 法や規範の意義と役割
第1の問い 私たちは、社会規範や法とどのように関わっていかねばよいのだろうか。
第2の問い 同性婚は法的に認められるべきか？
第3の問い 亮刑制度は続けるべきか？

第2節 契約と消費者の権利・責任
第1の問い 私たちは、消費者としてどのようなことに注意して契約を結ぶべきだろうか？
第2の問い 意図しない定期購入は解約できるか？

第3節 司法参加の意義
第1の問い 私たちは、よりよい司法制度を実現するためにどのようなことができるのだろうか？
第2の問い 亮刑制度は続けるべきか？

学習を始める前に問いに対するあなたの考えをまとめてみよう。

QRコンテンツを活用しよう

▲p.62-63

POINT 1

左ページでは、「公共的な空間」と学習内容とのつながりや、その章※¹で学習することを示しています。

POINT 2

右ページでは、各節※²の問いと、節の最後に考える「実社会の諸課題※³」を示しています。

STEP 2 本文ページ

見通し・振り返りシート

見通しページ、振り返りページに対応したワークシートを節※²単位でご用意しています。QRコンテンツ(⇒本資料p.36-37)および指導書Webサポート(⇒本資料p.38-39)よりダウンロードしてご利用いただけます。

- 各単元の最初には学習の全体像を示した見通しページを、最後には学習内容を振り返り、単元の問いへの考察を深める振り返りページを設置しています。
- これらのページに取り組むことで、学習による考えの変化を確認できるようにしています。

STEP 3 | 振り返りページ

章※¹の学習を振り返り、第3部の課題探究学習につなげられるようにしています。

章の振り返り 第1章 私たちと法

第1章の学習を振り返りながら、節の問いに対するあなたの考えをまとめてみよう。

第1節 法や規範の意義と役割
知識を整理する (ア)~(ウ)に適切な語句を入れよう。
問いを考える 具体的なきまり(法や規範)の名前を挙げよう。
問いをまとめる 節の問いに対するあなたの考えを、「権利」という言葉を用いてまとめてみよう。

第2節 契約と消費者の権利・責任
知識を整理する (ア)~(ウ)に適切な語句を入れよう。
問いを考える 「消費活動」の観点から、それぞれの役割を考えよう。
問いをまとめる 節の問いに対するあなたの考えを、「自立した消費者」という言葉を用いてまとめてみよう。

第3節 司法参加の意義
知識を整理する (ア)~(ウ)に適切な語句を入れよう。
問いを考える 三つの観点から、よりよい司法制度のためのしくみや取り組みを挙げよう。
問いをまとめる 節の問いに対するあなたの考えを、「司法参加」という言葉を用いてまとめてみよう。

振り返り2 ここまでの学習を総合的に活用して、章の問いに対するあなたの考えをまとめてみよう。

第1章の問い よりよい社会を形成していくために、法に関わる主体として私たちにどのようなことができるのだろうか？

1. ①~③に文章を当てはめながら、第1章の問いを考えよう。

2. 1を踏まえてよりよい社会を形成するために、あなたが解決に向けて探究したい実社会の課題を考えよう。

POINT 3

振り返り1「知識を整理する」では、各節※²の知識・技能に関わる基本的な学習事項を確認できるようにしています。「問いを考える」では、思考ツールなどを活用して、思考力・判断力・表現力等に関わる記述を促しています。「問いをまとめる」では、「節※²の問い」に対する考えをまとめることで、学習前後の考えの変化を確認できるようにしています。

POINT 4

振り返り2では、章※¹の問いに対する考えをまとめることで、学習のまとめができるようにしています。最後に、実社会の課題を考えることで、第3部の課題探究学習につながるようにしています。

※1:第1部では「部」 ※2:第1部では「章」 ※3:第1部では「公共」の見方・考え方

「公共的な空間」のあり方を学び、

よりよい「公共的な空間」を築くための「第

- 第1部では、「公共的な空間」の概念やそのあり方について理解を深め、そこで生じる諸課題について考えるための視点や方法を身につけられるようにしています。
- 本文ページでは、課題の解決に向けて考える際の手がかりとして、どのような視点や方法があるのかを身近な事例や丁寧な説明から学べるようにしています。

POINT 1

嘘をつくことの是非について、賛成の立場と反対の立場の主張を例示することで、自身の考えを深められるようにしています。



POINT 1 導入 正しい嘘は存在する？ 思考実験

一般的に嘘はよくないものであると考えられている。しかし、人間関係を円滑にするために嘘はどうか。例えば、あなたは友人Aから友人Bの悪口を聞いたとしよう。友人Aと友人Bはとても仲がよく、親友のように見えていたのだが、あなたは果たしてこの悪口を友人Bに伝えるべきだろうか。

POINT 1 Yes/No 嘘をつくことの是非について

- ・真実を話さずにいれば、AとBの人間関係は良好に保てるため、嘘をつくべきだ。
- ・真実を話す自分はAからの信頼を失いBも傷つき不利益が大きいため、嘘をつくべきだ。
- ・嘘をついた場合、Aと親友どうしだと思っているBを欺くことになり、自分も後悔を抱えることになるので、真実を話すべきだ。
- ・いかなる場合でも、嘘をつくことは適切ではないので、真実を話すべきだ。

読み解き もしあなたが左のような状況に直面したら、友人Bに対して嘘をつくか、真実を話さか、どちらの選択をするだろうか。

3 動機と結果の考え方

私たちは、公共的な空間をよりよくしていくために、どのような判断基準で行動すればよいのだろうか。

POINT 2

「よい行い」の定義のあいまいさを問いかけることで、「公共的な空間」における判断基準について考えられるようにしています。

①自分だけに通用するものではなく、すべての人に、どのようなときでも通用する普遍性をもったものでなければならないという道徳法則を説いた。

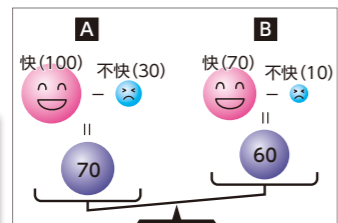
②イギリス経験論の学者の一人であるアダム・スミス(→p.145)は、自己のなかに存在する中立的な立場である「公平な観察者」が肯定できる程度に、自分の行動や感情を抑制することによって共感を引き起こすことが重要であると説いた。ここでいう「共感」は、他者を他者として尊重することを意味するものであり、苦しんでいる他者に対してその気持ちになろうとする「同情」とは異なる。

「よい行い」と近代西洋の議論 私たちは、公共的な空間のなかでどんな判断基準で行動しているだろうか。例えば「人にされて嫌なことをしない」という基準があるが、「嫌なこと」にも個人差があるだろう。公共的な空間における他者との関係で「よい行い」を判断するのは、なかなか難しい。

かつては、神に伺いを立てて行動を決めていたこともあった。しかし近代に入ると、よい行いとなる道徳の根拠を、神ではなく人間に置くようになっていった。そしてヨーロッパ大陸では主に人間の理性を、イギリスでは主に人間の経験を、その根拠として重視した。

公正などの義務を重視する考え方 人間の理性を重視する立場の代表が、ドイツの哲学者カントである。カントは、よい行いは人間の内部にあるみずからを律しよう(自律)とする理性に基づくべきだとする義務論を唱えた。このような、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方の下では、予期される結果に関わりなく人間には従うべき義務的な制約があり、それに基づく行為がよい行いと判断される。

個人や社会全体の幸福を重視する考え方 一方で、経験を重視する立場はどのように考えたのだろうか。イギリスの哲学者ベンサムは、道徳の根拠をより客観的なものにしていくべきだと考えた。まず「快(快楽)=善」と「不快・苦痛=悪」を計測可能なものと想定し、人の行動基準である道徳の根拠をそこから論じることができると主張した。そして、なるべく多くの人が、なるべく多くの快を手に入れ不快を避けるような心地よい状態、つまり「最大多



↑1 快の計算 社会全体の幸福度は、快と不快の合計で計算される。上の例ではAの方が不快が多いが、快の総量はBより多くなる。

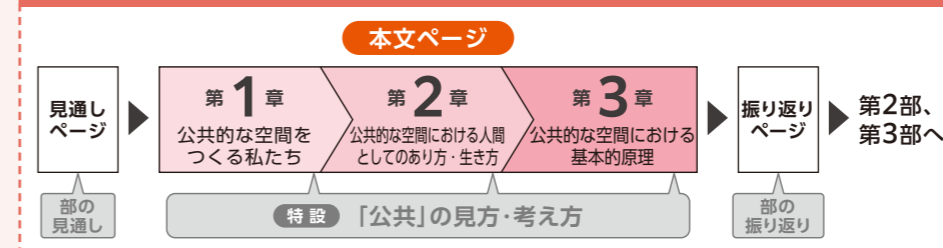
POINT 3

義務論と功利主義について、高校生にも分かりやすい平易な文章で説明しています。

課題を解決する力を育む教科書

1部 公共の扉

第1部の見取り図 見直し→本文ページの学習→振り返りを通して学習内容が定着するようにしています



思想家	カント (1724～1804)	ベンサム (1748～1832)	ミル (1806～73)
主著	『純粋理性批判』『実践理性批判』など	『道徳および立法の諸原理序説』など	『功利主義論』『自由論』など
思想の特徴	ドイツ(現在のロシア、カリーニングラード)出身の哲学者。人間は経験によるものではなく、理性に基づく道徳法則に従うべきとする義務論の考え方の基礎を築いた。『～したければ、～せよ』という条件付きの仮言命法ではなく、『～すべき』という無条件に命じる定言命法がその前提となる。そして理性ある存在を人格とし、それを旨とする共同体を「目的の国」とよんだ。	イギリス出身の哲学者・法学者。人間はその経験から快(快楽)を求めて不快(苦痛)を避けるとし、快の量が不快の量を上回ることを幸福とする功利主義の考え方を築いた。『～したければ、～せよ』という条件付きの仮言命法ではなく、『～すべき』という無条件に命じる定言命法がその前提となる。そして理性ある存在を人格とし、それを旨とする共同体を「目的の国」とよんだ。	イギリス出身の哲学者・経済学者で、ベンサムの功利主義の考え方を修正した。快には個人があり、計測できない質的な快(精神的快楽)と計測できる量的な快(感覚的快楽)に分けるとができるとした。そして、人間の精神的側面である質的な快を、より高いものとして重視した。ミルの考えを論理的に表した言葉に「満足」がある。満足したおろか者よりも、不満足なソクテスの方がよい。がある。

↑2 近代西洋の主な思想家

数の最大幸福」こそが望ましいと考えた。こうした行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方は、功利主義とよばれる考え方の出発点でもある。またこの考えの下では、実行可能な選択肢と予測される結果を比較し、個人や社会の幸福を最大化する行為がよい行いと判断される。その後、イギリス出身のミルが、快にも質があり、精神的な快がより高級だと述べるなど、功利主義の議論は発展し、帰結主義という考えにつながっていった。

行為をする人間に注目する考え方 例えば、人間関係や物事をうまく収めるためには嘘も必要である、という「嘘も方便」の考え方は、嘘をつくべきではないという義務論の立場からは否定されてしまう。一方、限られた資源や財源を社会的な少数者に与えるような施策は、多数派の利益にはつながりにくくして、功利主義でも幸福の総量だけを重視する立場からは否定されかねない。このように、よい行いの判断基準に最善のものではなく、その時々状況によって個別に検討し、判断していく必要がある。

そして、このような義務論や功利主義の問題を乗り越えようと、現代では異なるアプローチとして、徳倫理学が登場している。徳倫理学は、行為の動機や結果を問題にするのではなく、行為をする人間のあり方を問題にし、勇気や正義、節制、思いやりといった徳をもつ人になること、つまりその人のあり方自体を磨くことで、複雑な現実立ち向かうとする態度を重視している。

今まさに、かつて徳について議論を重ねた先人たちの時代を超えた対話が、公共的な空間を生きる私たちに求められている。

POINT 4

思考実験

課題の本質や論点を把握することを目的に、さまざまな思考実験を掲載しています。想像力を働かせたり、多様な立場で考えたりすることで、多面的・多角的に思考する力を育み、複雑な課題に向き合う力を養えるようにしています。

ページ	テーマ(全10テーマ)
p.27	自分の羊を増やすべきか? 「共有地の悲劇」
p.28	「正義」を実現するケーキの分け方は?
p.30	正しい嘘は存在する?
p.32	成功するために環境はどれくらい重要か?
p.35	形式的な礼を守ることに意味はあるか?
p.36	人々の快適な生活と生態系の維持、どちらを優先するべきか?
p.38	限られた資源を誰に、どのように配分すべきか?
p.42	多数決は万能か?
p.58	選挙に男女別の枠を設けるのは適切な配慮か、過度な優遇か?
p.128	核兵器の削減が進まないのはなぜ?

POINT 5

実社会では義務や幸福だけが判断基準となるわけではないことに触れ、行為をする人の徳を重視する「徳倫理学」のアプローチについても取り上げています。

③もとはスコットランドの哲学者ハチス(1694～1746)の著書で示された言葉。ベンサムは後に著書で「最大幸福の原理」と記した。



↑3 埋め立ての申請が取り下げられた橋の(広島県) 交通渋滞の解消などを目的に一部を埋め立てる計画に対し、住民から訴えが起こされた。裁判所は、景観は国民の財産であるとして、埋め立ての差し止めを命じた。

確認 「よい行い」を判断する二つの考え方を、本文から探そう。

説明 感情が数値化され、AIによって常に「最大多数の最大幸福」が提示される社会の実現を望むか、あなたの考えを説明しよう。

「公正などの義務」「個人や社会全体の幸福」の視点を、次の特設ページで活用

「公共的な空間」のあり方を学び、

▶ よりよい「公共的な空間」を築くための「第

- 第1部特設ページ「『公共』の見方・考え方」では、本文ページで学習した「公共的な空間」における見方・考え方を、アクティブ・ラーニングのなかで活用することで、より理解を深められるようにしています。
- 高校生にも分かりやすいテーマを通して、課題を考察する力を養えるようにしており、第2部以降では、ここで習得した視点や方法を活用できるようにしています。
- 章末に設置することで、本文ページの学習を振り返りながら学べるようにしています。

ページ	テーマ (全4テーマ)
p.24-25	幸福に生きるためには何が重要か?
p.36-37	人々の利益を環境保護よりも優先させてよいのか?
p.38-39	生命に優先順位をつけることは許されるか?
p.58-59	クォータ制を義務化するべきか?

公共の見方・考え方

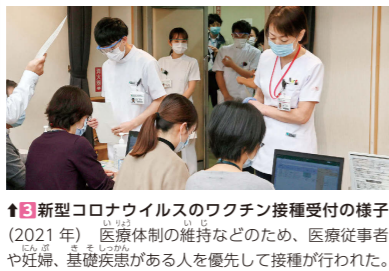
生命倫理について考える
生命に優先順位をつけることは許されるか?

限られた資源を誰に、どのように配分すべき? 思考実験



血清の接種方法	接種を必要としている患者
① 自分の判断で接種対象者1人を決める。	Aさん 10代男性、小学5年生
② くじ引きで接種対象者1人を決める。	Bさん 20代女性、妊娠6か月
③ 1人分の血清を5人に分けて接種する。血清の効果が全く出ない可能性もある。	Cさん 30代男性、消防士でAの父親
④ 近隣の病院から血清が届くのを待ち、5人分の血清がそろってから全員に接種する。全員が重症化する可能性もある。	Dさん 40代女性、古くからつきあいの友人
	Eさん 50代男性、会社経営者で病院への寄付を申し出ている

あなたは小さな病院の医師である。近くの森林公園でハイキングをしていた複数のグループのうち5名が蛇にかまれ、あなたの病院に運ばれてきた。蛇は毒をもっている可能性が高いが、毒を中和する血清(免疫抗体)は病院に一つしかなく、30分以内に接種しないと症状が急変し重症化するおそれがあるようだ。不足している4名分の血清を分けてもらえるよう、近隣の病院に依頼をしたが到着には30分以上かかるという。医師であるあなたは、どのような対応をとるべきだろうか。



↑1 新型コロナウイルスのワクチン接種受付の様子(2021年)。医療体制の維持などのため、医療従事者や妊婦、基礎疾患がある人を優先して接種が行われた。

誰かを選ぶことは、同時に誰かの接種をあきらめることでもあるため、自分の意思で決めることは難しい。くじ引きで平等に決める②の方法がよいと思う。

すぐに死に至る病気ではないようだから、胎児や妊婦への影響を考え、Bさんに接種すべき。重症化のリスクに応じて判断することが重要だと思う。

- ① 血清を接種する人をどのように決めるべきか、①を参考に考えてみよう。
- ② 一つしかない血清を接種する場合、誰に接種するべきか、②を参考に考えてみよう。

POINT 1
多様な主張を確認することで、多面的・多角的に考察できるようにしています。

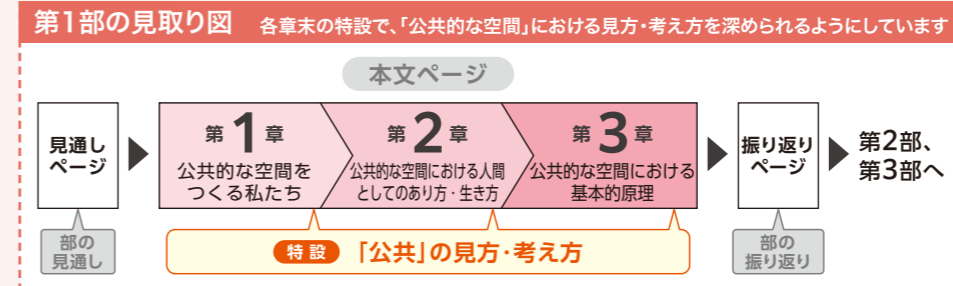
POINT 2
ステップ2では、教科書p.30-31で学習した「公正などの義務」を重視する視点と、「個人や社会全体の幸福」を重視する視点の両方から考察することを促しています。

ステップ 1 この問題をどう考える?
資源が十分に存在し、誰もがその資源にアクセスできる社会は理想かもしれない。しかし実社会では資源の希少性があり、限られた資源をどのように配分するかを判断しなければならない場面も多い。ここではまず、蛇にかまれた患者への対応を求められた医師、という設定の思考実験を通して、あなたなりに選択や判断の基準を設け、限られた血清をどのように用いるべきか考えよう。

ステップ 2-1 公正などの義務を重視する視点で考える
公正などの義務を重視する考え方では、行為がどのような結果になるにせよ、行為の動機に普遍性があるかどうか判断基準となる。これを踏まえると、医師としての義務に基づき5人全員を救おうとする動機には普遍的な公正さがあるようにも思えるが、全員が重症化する可能性を容認する判断は普遍化できないという見方もあるだろう。

課題を解決する力を育む教科書

1部 公共の扉



POINT 3
各テーマで活用する視点を示しています。

ナビ 生命に優先順位をつけることは許されるか、というテーマについて、公正などの義務や、個人や社会全体の幸福を重視する視点を活用して考えよう。それを通して、実社会の諸課題に対する選択や判断のあり方について、考えを深めよう。

活用する視点

- ・公正などの義務
- ・個人や社会全体の幸福

実社会における優先順位 ～トリアージの事例～

すべての生命を救うことが最善であることはもちろんだが、左の思考実験のように、次善策を求められることが避けられない場面もある。実社会では、特に緊急性のある災害現場などにおいて、傷病の程度や緊急度に応じて医療の優先順位をつける搬送・治療を行うトリアージが行われることがある。トリアージは、助かる生命は救うべきという普遍性のある動機による義務論的な判断基準と、生命に優先順位をつけることで助かる生命(幸福)を最大化しようという功利主義的な判断基準が絡み合う行為の一つと考えることができる。



↑4 トリアージの考えに基づいた救護訓練 トリアージは、フランス語の「triage: 選別」に由来する。

	0	20	40	60	80	100%
A 救命できる可能性が高い人を優先	33.8%	33.8%	62.0%	62.0%	62.0%	4.0%
B より若い人を優先	21.6%	21.6%	58.4%	58.4%	18.5%	-0.3%
C 救命後に一定以上の期間生存する人を優先	18.9%	18.9%	63.2%	63.2%	16.9%	-0.2%
D 感染のリスクを負い最前線に働いている人を優先	23.8%	23.8%	51.7%	51.7%	22.1%	-0.2%
E 優先順位をつけずに先着順	1.6%	1.6%	26.9%	26.9%	58.3%	-0.3%

(2020年) [医学界新聞]

POINT 4
思考実験で確認した状況を、実社会の事例と関連づけて考察できるようにしています。

トリアージの考え方に関するさまざまな意見

- ① 自身が感染者となるおそれがあることも顧みず、患者に接してきた医師や看護師、薬剤師などは優先的に医療を受けられるよう配慮すべきだ。
- ② 肺炎など全身状態が重症な人には医療を施しても病状がよくならないことも多いため、効果的な治療が可能で、回復の見込みが大きい人が優先されるべきだ。
- ③ 回復後の人生が長い方が、人生の各年齢におけるさまざまな役割(ライフ・ロール、→p.20)を経験できる。この観点に基づいて医療の優先度を判断すべきだ。
- ④ 同じ医療を施した場合でも、基礎疾患や悪性腫瘍などがある人はほかの症状を併発するリスクもあるので、そうした患者は医療の優先度を下げるべきだ。

- ⑤ 上の①～④の意見は、それぞれ⑤のA～Eのどの考えに近い発言か考えてみよう。
- ⑥ 「人工呼吸器を必要とする患者の数が、用意できる人工呼吸器の数を上回った」という状況では、医療措置の優先順位づけをどのように判断するべきか、⑤のA～Eからあなたの考えに近いものを選び、選んだ理由について周りの人と意見交換をしてみよう。

POINT 5
ステップ3では、ステップ2での考察を踏まえ、実社会ひいては「公共的な空間」の課題をどう解決すべきか、考えを深められるようにしています。

ステップ 2-2 個人や社会全体の幸福を重視する視点で考える
思考実験のような状況は実社会でも起こりうる。その例の一つであるトリアージは、助かる可能性のあるすべての生命を救うという義務ではなく、結果的に助かる生命を少しでも多くしようという幸福の最大化を重視する考え方に基づく。救えない生命が存在するような場合には、幸福のあり方や判断基準が切実性をもって問われることになる。

ステップ 3 あなたの考えを深めよう
生命倫理が問われるトリアージのように、実社会では解決すべき課題や実現すべき幸福に優先順位をつけなければならない場面も多い。そんなとき助けとなるのが他者の存在である。自分と異なる価値観をもつ他者との対話を踏まえて、誰の、どのような幸福を優先すべきか考えよう。それを通して、実社会の諸課題に対する選択や判断のあり方について、考えを深めよう。

第1部で身につけた課題解決に向けた視点および考察する力を第2部で活用

「公共的な空間」のあり方を学び、

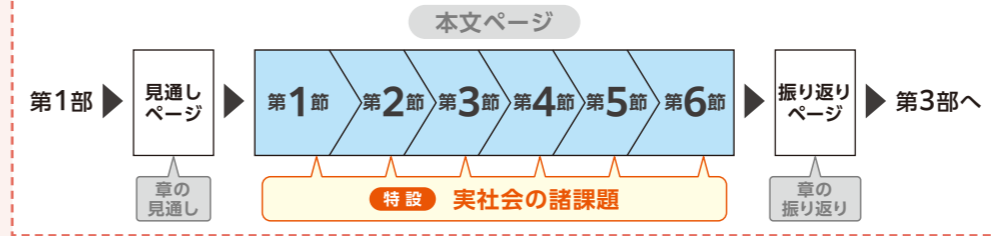
▶ 13の主題ごとに社会の課題に迫る「第2部」

- 第2部の特設ページ「実社会の諸課題」では、各主題に対応した実社会の13の課題について、第1部で学習した視点や方法を、**アクティブ・ラーニング**のなかで活用しながら考察できるようにしています。
- 資料読解や言語活動を通して、主権者として主体的に選択・判断するために必要な思考力や判断力を養えるようにしています。
- 節末に設置し、本文ページの学習を振り返りながら学べるようにしています。

課題を解決する力を育む教科書

よりよい社会の形成に参画する私たち

第2部の見取り図(第3章を例に) 各節末の特設で、実社会の諸課題について考察できるようにしています



ナビ 外国企業の誘致による地域活性化を進めるべきかについて、個人や社会全体の幸福を重視する視点、公正などの義務を重視する視点などから考えよう。それを通して、経済のグローバル化と地域経済の持続可能性について、考えを深めよう。

活用する視点

- ・個人や社会全体の幸福
- ・公正などの義務

POINT 4 各テーマで活用する視点を示しています。

外国企業が進出した地域のその後 ～世界の例～



▶7 ベトナムに進出した日本企業の商業施設(2014年) この企業は日本でつちかったノウハウを生かして、鮮果や惣菜の品ぞろえを充実させたり、衛生水準の高い店づくりをしたりして地域の人々に新しい価値を提供し、ベトナムでの出店を増やしている。一方で、伝統的な景観や文化が損なわれるのではないかと懸念もある。



▶8 多国籍企業の工場が入ったビルの倒壊現場(2013年) バングラデシュ) 世界的なファッションブランドの縫製工場が多数入居していたこのビルでは、多くの労働者が劣悪な環境で働かされていた。ビルは老朽化で以前から倒壊の危険性が指摘されていて、倒壊により甚大な被害が生じた。この事故は労働者の人権問題に目が向けられるきっかけとなった。

POINT 5 世界の例を挙げ、外国企業の進出が地域にもたらした影響や問題点などを踏まえて、自身の考えをまとめられるようにしています。

外国企業の誘致に関するさまざまな意見

A. _____ 意見 B. _____ 意見

外国企業を日本に誘致することで、新たな雇用が生み出され、地域経済が活性化される。また、地方自治体の税収が増えて公共サービスが充実するなど、人々の生活の向上も期待できる。

外国企業のやり方がもたれられることで、周辺の環境や伝統への配慮が十分になされず、地域社会に悪影響が及ぶ可能性がある。また、景気が悪化すれば撤退するリスクもあり、必ずしも地域に根づくとは限らない。

- ② A、Bには、それぞれ「賛成」「反対」のどちらが入るか考えてみよう。また、あなたの考えを、上の賛成・反対の座標軸に位置付けてみよう。
- ③ 外国企業の誘致のメリットとデメリットを、「労働者」「地元住民」「地方自治体」など立場を変えて考えてみよう。

POINT 6 賛成・反対それぞれの意見を紹介し、自身の考えをまとめるうえで参考にできるようにしています。

POINT 7 個人の考えだけではなく、多様な立場から考察することで、社会全体で合意形成を目指す姿勢を育めるようにしています。

実社会の諸課題

主題⑬ 経済のグローバル化と地域経済の持続可能性について考える 外国企業の誘致による地域活性化を進めるべきか?



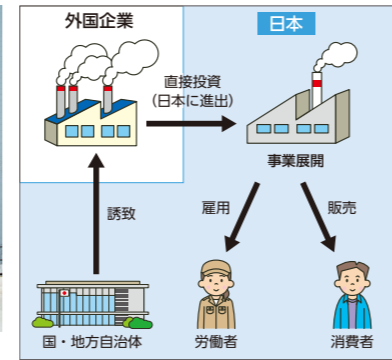
外国企業の日本への進出・誘致の現状



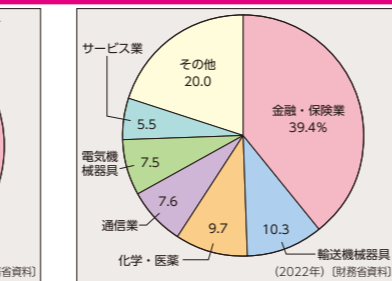
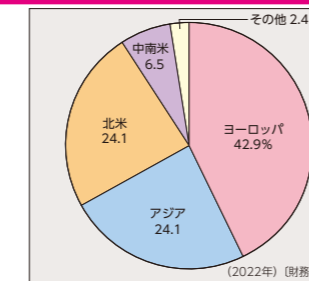
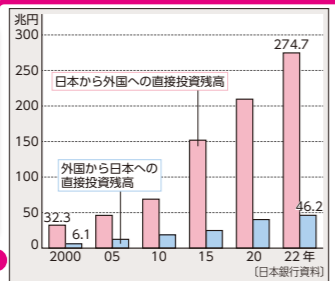
▶1 熊本県に進出した台湾の半導体メーカーの工場(2024年) この半導体メーカーの進出による熊本県への経済波及効果は、2022年からの10年間で約7兆円に上ると試算もある。国内の半導体関連企業の熊本県への進出や、新規雇用の創出が見込まれている。



▶2 千葉県に進出したアメリカのICT企業のデータセンター(2023年)



▶3 外国企業の誘致のイメージ 日本は外国からの直接投資拡大に向けて取り組んでいる。



▶4～▶6から、近年の外国企業の日本への進出状況について読み取ってみよう。

ステップ 1 この問題をどう考える?

急速に進展するグローバル化のなかで、優秀な人材や安い人件費、高い技術力、効率的なサプライチェーンの構築、巨大な市場などを求めて国外へ進出する企業は少なくない。日本では地域経済の活性化のために、外国企業の誘致も進められている。外国企業の誘致とその影響について考えてみよう。

ステップ 2-1 個人や社会全体の幸福を重視する視点で考える

外国企業を日本に誘致することで、新たな雇用が生まれたり税収が増えて公共サービスが充実したりすることなどによる幸福の増加分と、誘致によって地域住民の生活や既存の産業などに悪影響が生じるという幸福の減少分を合算し、個人や社会全体の幸福が最大限になるような選択・判断を行うべきだという意見がある。

ステップ 2-2 公正などの義務を重視する視点で考える

外国企業を日本に誘致することで、たとえ社会全体の幸福が最大限になっても、地域の住民や企業、労働者の権利が損なわれることがあっては公正とはいえない。企業は利益を追求するばかりでなく社会的責任も果たすべきであり、誘致は地域社会との調和と持続可能性という観点からも検討されるべきだという意見もある。

ステップ 3 あなたの考えを深めよう

企業の国際競争が進むなかで、経済のグローバル化は今後も進展していくことが予想される。こうした国際的な動きは身近な生活にも影響を及ぼしている。外国企業の誘致による地域活性化を進めるべきかを考えることを通して、経済のグローバル化と地域経済の持続可能性について、考えを深めよう。

- 第1部、第2部の学習を生かして、科目のまとめとして、生徒自身が問いを設定し、課題探究学習を行えるようにしています。
- 課題探究学習を行うことで、実社会ひいては「公共的な空間」に参画していく力を養えるようにしています。

第3部の見取り図



部の見直し

第3部

持続可能な社会づくりの主体となる私たち

第3部の問い: 持続可能な社会を形成していくために、さまざまな解決すべき課題に対して私たちはどのように取り組んでいけばよいのだろうか?

第3部では何を学ぶのか

第3部は、課題探究学習を実践する部である。第1部で学習した現代社会の見方・考え方や、第2部で学習した法・政治・経済の知識や技能などを活用して、みずから探究課題を設定し、情報を集め、レポートを作成する。一連の課題探究学習を通じて、社会参画に必要な力を養おう。

第3部の構成

- 1 探究課題の設定
- 2 情報の収集・読み取り・分析
- 3 考察を深める
- 4 自分の考えの説明・論述
- 5 探究課題例

▲p.214

POINT 1

課題の設定、情報の収集・読み取り・分析、レポートの作成方法など、課題探究学習の流れを手順ごとに丁寧に解説しています。

POINT 2

「人口減少問題」「生命倫理」「地球環境問題」「情報」といった、実社会ひいては「公共的な空間」の課題に対し、生徒が探究した事例を紹介しています。

課題探究学習 ⑤ 探究課題例

探究課題例を見てみよう

探究課題例① 人口減少問題

どのような公的年金制度が望ましいか

1. 公的年金制度の現状

- ・日本は少子高齢化が進み、社会保険料を納める働き手が減る一方で、給付を受ける高齢者が増加している。

↑1 社会保障給付費の推移

2. 公的年金制度に関する論点

- ・公的年金制度は、世代を超えて高齢者を支える世代間扶養のしくみをとっているが、給付と負担のバランスに世代間で大きな格差があるともいわれる。
- ・年金受給者は、現行制度を前提に保険料を納め続けてきた。また、これまでに受給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられている。もしも給付水準を下げたら、生活が困難になる高齢者が出てくるおそれもある。
- ・公的年金制度を持続可能なものにするために、どのような取り組みが求められているだろうか。

↑2 年金支給日に混雑する銀行 (2020年)

探究課題例② 生命倫理

ゲノム編集技術の利用をどこまで認めるべきか

1. ゲノム編集技術の現状

- ・技術進歩により、生物の設計図である全遺伝情報(ゲノム)を自在に改変することが可能となっている。

↑3 ゲノム編集技術を使い特定成分を増やしたトマト (2020年)

2. ゲノム編集技術の利用に関する論点

- ・ゲノム編集技術によって、治療困難だった病気の治療が可能になるなど、医療の進歩が起こっている。また、農作物の病気への耐性や栄養価を向上させることによって、世界の食料不足問題の改善も期待されている。
- ・一方で、ゲノム編集した農作物が生態系に与える影響が未知数だという問題もある。また、望ましい容姿や能力をもった子供が生まれるように操作することなどに対しては倫理的問題もある。
- ・ゲノム編集技術をどう利用していけばよいのだろうか。

↑4 受精師へのゲノム編集技術の利用に対する意見

探究課題例③ 地球環境問題

国際社会は地球温暖化対策にどのように取り組むべきか

1. 地球温暖化対策の現状

- ・地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定では、「世界の気温上昇を産業革命前に比べ2度未満、できれば1.5度以下に抑える」という目標が掲げられている。

↑5 国・地域別の二酸化炭素排出割合 (2022年) (IEA資料)

2. 国際社会におけるさまざまな立場

- ・発展途上国では、過去に多くの温室効果ガスを排出してきた先進国が地球温暖化の責任を負うべきであるという意見が根強い。一方、先進国では、世界が一丸となって対応することが必要だと認識されている。また、海面上昇によって水没の危機に直面している島国にとっては、ほかの国以上に喫緊の課題となっている。
- ・国によってさまざまな立場があるなか、地球温暖化対策にどのように取り組むべきだろうか。

↑6 地球温暖化などへの対策を求める人々 (2023年 スイス)

探究課題例④ 情報

AIの活用にはどのような課題があるか

1. AIの活用の現状

- ・AI(人工知能)の技術進歩によってさまざまな分野で人手不足の解消や業務効率化、生産性向上が進んでいる。

↑7 世界のAI市場規模の予測

2. AIの活用に関する論点

- ・AIを活用した自動運転は、運転の難しい高齢者などの移動手段や、公共交通機関の維持が難しい地域における交通手段として期待されている。一方で、自動運転車が事故を起こした場合、誰が責任を負うのかといった問題もある。また、AIによる文章や画像、音楽などのコンテンツの生成も可能となったが、これらが既存の著作物の著作権を侵害してしまう可能性もある。
- ・AIの活用にあたって、どのようなルール作りが求められているだろうか。

↑8 自動運転で走行するバス (2022年)

▲p.224-225

POINT 3

例えば、「どのような公的年金制度が望ましいか」という探究課題には、第1部で身につけた「公正などの義務」「個人や社会全体の幸福」の視点や、第2部の学習で身につけた知識や技能と課題を考察する力を活用して探究できるようにしています。

身近な題材から社会への理解を

▶ 社会への興味・関心をひく身近な導入と、

- 各見開きにおける導入では、写真・イラスト・資料と、**学習内容と実社会を結びつける問い**から、高校生の**社会に対する興味・関心**を高められるようにしています。
- 本文は読みやすく分かりやすいように、**問いかけや たとえ** を用いたり、**かみ砕いた表現**にしたりしています。

POINT 1

身近なテーマを導入に用いることで、社会規範について具体的にイメージできるようにしています。

POINT 2

「学習課題」はどのページでも「私たち～」という書き出しで始め、本文でも「私たち」という言葉を各所に盛り込むことで、高校生が学習内容とみずからの関わりを意識できるようにしています。

POINT 3

概念的用語については、本文内で明確に定義づけしています。

POINT 4

たとえを用いることで、社会規範という概念を具体的にイメージできるようにしています。

第1節 法や規範の意義と役割

節の問い 私たちは、社会規範や法とどのように関わっていけばよいのだろうか。

導入 エスカレーターでの歩行を禁止すべき？
エスカレーターでは急ぐ人のために片側(東京などでは右、大阪などでは左)を空けるという習慣が自然と行われてきた。しかし事故への懸念から、近年は条例などで歩行を禁止する動きもある。

Yes/No エスカレーターでの歩行を禁止することについて

- ・ 追い越す人とぶつかりやすく危険だ。
- ・ 障がいがあるためにどちらかの側にしか立てない人もいる。
- ・ 利用者への呼びかけだけでは変わらないので、法律や条例で規制すべき。
- ・ 急いでいるときには片側が空いている方が時間を短縮できる。
- ・ 長年続く慣習として定着している。
- ・ 法律や条例などで禁止せず、人々の自発的なマナーに任せるべき。

1 片側が空いたエスカレーター (神奈川県川崎市)

読解 誰もが安全に利用できるためには、どのようなルールがよいだろうか。

1 社会規範と法

私たちが社会には、どのような社会規範や法があるのだろうか。

公共的な空間と法 私たちはさまざまな立場の人で構成される公共的な空間で生きている。そのため、互いの権利を尊重しつつ社会生活を営んでいくためには、守るべきルールやきまりが必要となる。こうしたルールやきまりを**社会規範**という。

社会規範にはさまざまな種類がある。例えば、「お年寄りに席を譲ろう」といった呼びかけは、道徳やマナーといわれる。また、職業によっては、特に高い倫理が求められる場合もある。さらに、国によっては、レストランやホテルなどでチップを渡すことが慣習になっていることもある。こうした道徳や倫理、慣習などは、宗教によって支えられていることも多い。

そして、道徳に反する行動をすれば、人としてのあり方を疑われたり良心が痛んだりすることがある。また、慣習を守らなければ、その社会に受け入れられないおそれもある。

こうした社会規範のなかでも**法(法律など)**は、最終的には刑罰や不利益な取り扱いを伴うことで強制力をもつ。

法の及ぶ範囲 法には人々の権利を制限する面があることから、原則として民主的に作られたうえで、誰に対しても平等に適用され、適正に取り扱われなければならない。例えば同じ法律の違反でも、人によって違反にならなかったり、刑罰が異なったりすると、法の適用が平等・適正だとはいえない。

しかし、私たちの日常生活のあらゆることが法で縛られているわけではな

千代田区生活環境条例により **路上喫煙禁止** (※違反した場合は、2,000円の罰金が適用されます。この条例は2002年より施行されています。)

2 マナーと法律 たばこの煙による健康被害を防ぐために、条例で路上喫煙を禁止している地方自治体もある。しかし、罰則を設けて強制するのは行き過ぎだという意見もある。

3 イスラーム (→p.16)には、五行(信仰告白、礼拝、喜捨、断食、巡礼)が守るべき義務として課せられている。

社会規範

社会生活を営むうえで守ることが求められる	法(法律など) 刑罰などによって強制力をもつ
道徳	
倫理	
慣習	
宗教	

3 社会規範と法 社会規範の内容は、地域や時代によって異なる。

64 中学校との関連 法律

深める教科書

かみ砕いた生徒目線の本文

Yes/No

学習内容に関連する実社会の課題について、対立する意見を示しています。課題の論点を理解しやすくなり、みずからの考えも深められるようにしています。

ページ	テーマ (全11テーマ)	ページ	テーマ (全11テーマ)
p.30	嘘をつくことの是非について	p.54	感染者の情報を積極的に公開することの是非について
p.32	「社会的な成功には環境より努力のほうが強く影響する」という意見について	p.64	エスカレーターでの歩行を禁止することについて
p.35	意識を伴わない形式的な礼を守ることについて	p.89	緊急事態条項について
p.48	ヘイトスピーチ対策に罰則規定を設けることの是非について	p.90	二院制をやめて一院制にすることについて
p.53	公務員の団体行動権(争議権)について	p.171	ペーシックインカムについて
		p.198	EUへの加盟について

法律

公法	私法
行政法	民法
内閣法 国家公務員法 地方自治法 住民税法 国家賠償法	労働基準法 労働組合法 生活保護法 独占禁止法
刑法 軽犯罪法	借地借家法 戸籍法 商法 会社法 手形法 破産法
行政事件訴訟法 少年法	民事訴訟法 民事執行法 人事訴訟法

法は公法と私法に分けられ、公法は行政法と刑法に分けられ、私法は民法、借地借家法、戸籍法、商法、会社法、手形法、破産法に分けられる。また、民法には法的適用に関する通則法がある。

トピック Column 旅行者と住民との共生に向けて

近年、国内外からの旅行者が増えるのに伴い、その地域の住民との間でトラブルも増えている。こうしたトラブルは、その地域独自のルールや慣習を旅行者が知らないために引き起こされることもある。そこで観光地のなかには、これまでで明文化されていなかった地域のルールを看板などで示すことで、旅行者に理解を求めて、住民との共生を目指す動きもある。

4 法の分類の例 法を分類する視点にはさまざまなものがある。例えば、議会などが制定し明文化されたもの(成文法)と、慣習などにより法規範として認められたもの(不文法)。そして、国内の法規範(国内法)と、国や国際機関の間の法規範(国際法)。さらに、権利・義務などの内容に関するルール(実体法)と、裁判の手続きを定めたルール(手続法)などである。

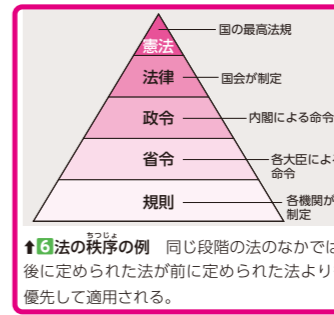
5 旅行者に守ってほしいルールを示す看板 (2020年 京都府) 横に広がって歩かないことや、軒下のちようちんに触らないことなどを求めている。

POINT 5

新しい事例をコラムなどで取り上げ、高校生が社会に興味・関心をもてるようにしています。(→本資料p.27)

POINT 6

本文を補足する側注資料によって、法の上下関係に対する理解が深まるようにしています。



確認 社会規範に当たるものを、本文から三つ以上探そう。

説明 法によって強制すべきことと、社会規範による規制にとどめておくべきことにはどのような違いがあるか、説明しよう。

い。私たちはみずからの意思に基づいて、誰とどこに住み、どのような仕事に就くかなどを決め、自由に社会生活を営むことができる。ただし、こうした自由にも限界がある。当事者どうしが合意して結んだ契約であっても、社会の秩序や一般的な道徳観念である**公序良俗**に反するものは無効になる。例えば、奴隷になる、命を売るといった契約は認められるはずがない。また、権利を濫用して他人の権利を侵害することも許されない。

法の分類と種類 法には上下関係がある。国の最高法規である憲法の下位に法律、さらに下位には命令、規則、条例などがある。すべての法律や命令は憲法に適合していなければならない。このため、上位の法である憲法に下位の法である法律の条文が矛盾したり抵触したりする場合、その条文は無効になる。

そして法は、国と私たちとの関係を規律する**公法**と、私たちの間の関係を規律する**民法**や**商法**などの**私法**に大別される。また、法律をめぐるとトラブルや解釈は最終的には裁判(訴訟)で決着するが、その手続きを定めた法を手続法といい、民事訴訟法や刑事訴訟法がそれに当たる。憲法と民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を一般に**六法**という。

そのほか、公法に含まれる行政法や、もともと私法だった分野が必要に応じて国が介入するようになった**社会法**があり、社会が複雑化、高度化するに当たって、行政法や社会法は増える傾向にある。国家間の約束である**条約**なども含めると、現在有効な法律や命令などは数え切れないほど多い。

▶ 身近な題材で学習意欲を高める工夫

社会参画を身近に感じられる題材

● 高校生に近い世代が登場する資料を多数掲載し、社会参画をより身近に感じられるようにしています。



↑4 高校生ボランティア (2020年 熊本県人吉市) 豪雨で浸水被害を受けた旅館の片づけを行っている。

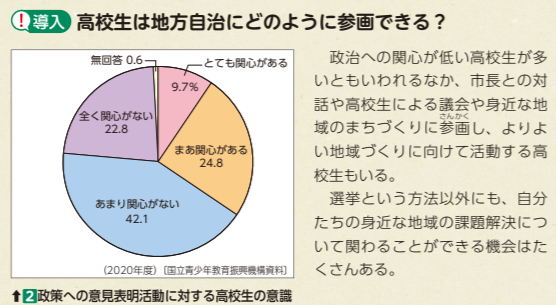
▲p.20(第1部第1章6 社会をつくる私たち)

トピック Column よりよい社会づくりに参画する高校生

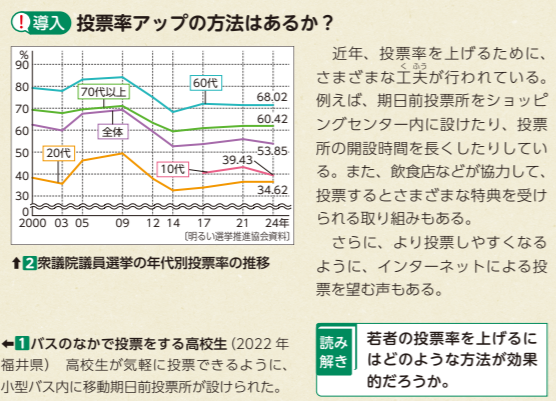
長野県松本工業高等学校では、よりよいまちづくりに向けた市議会議員との意見交換会を定期的に開催している。2021年には学校前の県道の交通安全向上が必要であるとの意見をまとめ、道路標示の新設や塗り直しなどの具体策を盛り込んだ要望書を長野県に提出した。これを受け、長野県は減速を促す台形のマークと、道路を狭く見せるためのドットラインを設け、通学路の安全性向上が実現した。

↑5 高校生による要望書の提出 (2021年) ↑6 要望前の道路 (左) と実現後の道路 (右)

▲p.21(第1部第1章6 社会をつくる私たち)



▲p.96 (第2部第2章第1節4 地方自治の役割)



▲p.102 (第2部第2章第1節6 国民の政治参加と選挙)

POINT 1

高校生によるボランティア活動や政治参加の写真など、同世代の活躍を目にすることで、社会への参画意識を喚起できるようにしています。

高校生にも身近な題材

● 高校生にも身近な題材やテーマを多数掲載し、学習内容を自分ごととして考えられるようにしています。

① 導入 ジェンダーレス制服はなぜ広がっている？

年	知っている	あまり知らない	まあ知っている	知らない
2015年	14.7%	22.9	27.1	35.3
2018年	34.4	34.1	16.9	14.6
2020年	43.3	36.8	12.0	7.9

↑2 LGBT という言葉の認知度

↑1 性差を感じさせない工夫をした制服の例 性別にかかわらず自由に制服を選べるように、色やシルエット、デザインに男女の違いが出ないような工夫がされている。

読み解き ジェンダーレス制服の導入が広がっている背景には、どのような考え方があろうか。

◀p.14 (第1部第1章3 多様な個性が存在する社会)

POINT 2

ジェンダーレス制服を導入資料として取り上げ、多様性を認め合う社会について考えられるようにしています。

深める Column 多数決は万能か？ 思考実験

クラスの文化祭の出し物を投票によって決めるという場面を想定してみよう。40人のクラスで、おけい屋敷、屋台、カフェの3案について、クラスメイト一人ひとりが1位、2位、3位の順位をつけた投票を行った結果が下の状況である。例えばこの状況で1位に選んだ人が多かったおけい屋敷(18人)とカフェ(14人)で決選投票をすると、屋台を1位に、カフェを2位に選んだ8人がカフェに流れ、おけい屋敷(18人)の人数を超えるので、出し物は「カフェ」に決定する。このように投票結果が同じでも、採用する意思決定の方法しだいで結果は変わる可能性がある。

順位	人数	1位	2位	3位
おけい屋敷	18人	カフェ	屋台	
屋台	14人	屋台	カフェ	
カフェ	8人	おけい屋敷	おけい屋敷	

↑1 投票者の順位づけと人数の内訳

↑2 意思決定の方法と当選結果

◀p.42 (第1部第3章なるほど解説 多数決のジレンマと近代立憲主義の意義)

POINT 3

高校生にも身近な「文化祭の出し物を投票で決める」という事例をもとに、多数決のあり方について考えられるようにしています。

第2章 p.26-39 公共的な空間における人間としてのあり方・生き方

私たちが生きる公共的な空間をよりよくするためには、何に注目して選択・判断していけばよいのだろうか。

知識を整理する (ア)~(エ)に適切な語句を入れよう。 近代西洋の主な思想家(→p.31)

思想家	人間は経験によるものではなく、理性に基づく「(ア)」に従うべきとする「(イ)」の考え方の基礎を築いた。
カント	
ベンサム	快の量が不快の量を上回ることを幸福とする「(ウ)」の考え方を築いた。
ミル	快には個人差があり、計測できない「(エ)」な快(精神的快楽)をより重視した。

問いを考える 「部活動において、引退のかかった試合や大会では、実力にかかわらず年長者が優先的に出場すべきだ」という意見への賛否とその理由を、

行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方	行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方
賛成 / 反対	賛成 / 反対
(理由)	(理由)

の二つの視点から考えよう。

問いをまとめる 章の問いに対するあなたの考えを、「公正などの義務」「個人や社会全体の幸福」という言葉を用いてまとめよう。

◀p.60 (第1部 部の振り返り)

POINT 4

行為の動機と結果の考え方について、高校生にも身近な部活動に関連して考えられる問いを設定しています。

●特設ページ「18歳へのステップ」では、社会を生きるうえで役立つ実践的な知識や技能をアクティブ・ラーニングを交えながら習得できるようにしています。

●主権者教育、法教育、金融・消費者教育、キャリア教育、情報教育など、成年（成人）になるにあたり必要とされる知識や技能の習得に向けて、それぞれに対応したページをご用意しています。

ワークシート

このページに対応したワークシートをご用意しています。QRコンテンツ（⇒本資料p.36-37）および指導書Webサポート（⇒本資料p.38-39）よりダウンロードしてご利用いただけます。

特設ワークシート p.100-101 18歳へのステップ メディア・リテラシーを身につけるには？

p.100-101

18歳へのステップ

情報の発信について考える

メディア・リテラシーを身につけるには？



ワークシート

ポイント

- ✓事実と主張の違いを理解しよう。
✓情報の選択によって、伝わり方が異なることを理解しよう。
✓メディア・リテラシーの重要性を理解しよう。

こんなときどうする？



自分の住むまちでは、大型ショッピングモールの建設が検討されているらしい。建設をめぐるのは、さまざまな意見がある。放送部では、文化祭に向けて、この話題に関してインタビューをし、ニュース番組をつくることにした。どのような取り上げ方をすればよいだろうか…。

架空のニュース番組をつくる活動を通して、情報を発信する際、情報を受け取る際の注意点を学んでみましょう。

1 ▶ ニュース番組をつくってみよう① インタビューから考えよう

大型ショッピングモールの建設に関するインタビュー

8 numbered points regarding mall construction: 1.引越する予定, 2.渋滞が心配, 3.商店街のほうが便利, 4.買い物するのが楽しみ, 5.商店街が寂れる, 6.建設工事を受注したい, 7.よい面と悪い面がある, 8.家族で楽しめる

Q インタビューはどのようなことに気をつけて扱えばよいですか？
A インタビューには、事実と、その人の主張の両方が含まれていることがあります。事実には客観的な根拠があります。一方、主張は、その人の願望や価値判断、利害関係による感情などが含まれており、人によって異なります。主張には主観が入っているため、事実とは区別して扱わなければいけません。

賛成の主張でもその理由は人によってさまざまです。また、同じような立場でも賛成、反対が異なることもあります。

①インタビュー①～⑧について、建設をめぐる事実に関する部分に下線を引いてみよう。
②インタビュー①～⑧は、建設に「賛成」「反対」「どちらともいえない」のどれだろうか。下の表に書き出してみよう。

Table with 3 columns: 賛成, 反対, どちらともいえない

2 ▶ ニュース番組をつくってみよう② インタビューを選んでみよう

下のA案、B案は、「建設予定地の近くに住民の声」というタイトルで取り上げる1①～⑧のインタビューとその順番である。
③A案、B案は建設に肯定的な内容か、否定的な内容かそれぞれ選んでみよう。
④A案、B案を比較して気づいたことを挙げてみよう。

A案



- 放送部の部長になったつもりで、ニュース番組をつくってみよう。
⑤どのような内容にするか、ニュースのタイトルを考えてみよう。
⑥1①～⑧のインタビューから三つ選び、放送する順に並べてみよう。
⑦ほかの人が考えた⑤⑥と比べて、気づいたことを挙げてみよう。

Q 情報を伝える際は、どのようなことに気をつけたらよいですか？
A 伝えたいことと、伝わったことが異なる場合もあります。伝える側は根拠にしている内容がそろってはいればうまく伝わると思いがちですが、内容の順番が変わると受け取る側の印象が全く異なることもあります。また、情報を発信する際は、情報モラルにも気をつけましょう。

B案



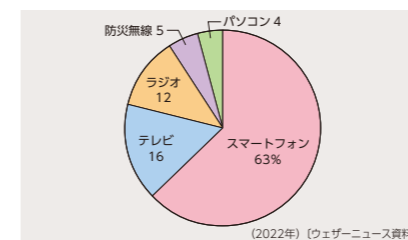
- ③A案 建設に(肯定的な内容・否定的な内容)
B案 建設に(肯定的な内容・否定的な内容)
④気づいたこと:

⑤タイトル: 「 」
⑥ → →
⑦気づいたこと:

3 ▶ メディア・リテラシーについて考えよう

Q ニュースをテレビなどで視聴したり、新聞で読んだりするときは、どのようなことに気をつければよいですか？
A 放送局や新聞社によって主張の違いがあることを知っておく必要があります。そのうえで、実際の事実とニュース番組に込められた主張とを分けて考えることが大切です。気になる事柄は、複数のニュース番組や新聞で確認することが重要です。

Q なぜメディア・リテラシーが大切なのでしょう？
A 情報通信技術が発達した現代には、膨大な情報があふれています。ニュース番組では多くの主張が取り上げられる場合もあり、それには賛成の考え方や反対の考え方、視点の異なる考え方など、さまざまな立場の主張があります。なかには不正確な情報や虚偽の情報もあります。そのため、私たちに情報を適切に集め、みずから考え、判断する能力(メディア・リテラシー、⇒p.99)が求められます。



↑災害時の情報入手で初めに使うもの 近年では、行政も災害時に SNS を活用している(⇒p.97)。

災害時には、その情報がいつ発信され、私たちにどのような行動を求められるのか、迫る危険の中身はどのようなものかを正確にとらえるように努める必要があります。

POINT 1 教科書の前のページで学習した、世論とメディアについての知識や技能を踏まえ、実践的な題材で学べるようにしています。

POINT 2 架空のインタビューを並び替えてニュース番組をつくる活動を通して、情報を発信する際や受信する際の注意点を、実感をもって理解できるようにしています。

第2部 2章 1節

Table with 2 columns: ページ, テーマ (全10テーマ)

全体構成

単元構成

特色①

特色②

見開き構成

単元紹介

QRコンテンツ

関連教材

なるほど解説

●ニュースなどでも耳にする抽象的な概念や理論などについて、具体的な資料をもとにQ&A形式で解説し、理解を深められるようにしています。

POINT 1

民主主義などの基本的原理や、近代立憲主義の意義について学習する際に、多数決の課題などを取り上げ、理解を深められるようにしています。

なるほど/解説

多数決のジレンマと近代立憲主義の意義

1 多数決のジレンマ

Q 何事も多数決で決めることが、民主主義においては重要ですね？

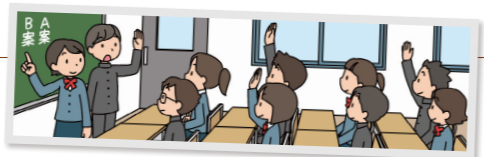
民主主義においては、議論を尽くしてもなお意見が割れれば、最終的には多数決で意思を決定する。しかし単純な多数決がより多くの民意を反映するとは限らない。下の事例のように決め方次第で結果は変わってしまう可能性があり、意

思決定の方法に唯一の正しい方法は存在しないのである。そのため意思決定においては、単に数の多いほうに決めるのではなく、少数意見を尊重し、異なる立場の人々が十分に話し合い、合意点を見いだせるような配慮が重要となる。

深めるColumn

多数決は万能か？

クラスの文化祭の出し物を投票によって決めるという場面を想定してみよう。40人のクラスで、お花け屋敷、屋台、カフェの3案について、クラスメイト一人ひとりが1位、2位、3位の順位をつけた投票を行った結果が1の状況である。例えばこの状況で1位に選んだ人が多かったお花け屋敷(18人)とカフェ(14人)で決選投票をすれば、屋台を1位に、カフェを2位に選んだ8人がカフェに流れ、お花け屋敷(18



人の人数を超えるので、出し物は「カフェ」に決定する。このように投票結果が同じでも、採用する意思決定の方法次第で結果は変わる可能性がある。

Table with 3 columns: Rank, Option, Number of votes. Shows 1st: Cafe (18), 2nd: House (14), 3rd: Flower stand (8).

「1位がお花け屋敷、2位が屋台、3位がカフェ」という投票をした人が18人いるね。

Table with 3 columns: Method, Summary, Election result. Compares simple majority, runoff, and lowest excluded.

↑1投票者の順位づけと人数の内訳

↑2意思決定の方法と当選結果

2 幅広く民意を反映しやすい意思決定方法 ~ボルダールールの考え方~

Q どの意思決定方法が最善なのでしょうか？

公共的な空間において一つの結論を出す場合は、全員の意見が完全に一致する可能性は低いため、なるべく多くの人が満足できる方法を用いることが望ましい。そして、その考え方に近いといわれる意思決定方法が、ボルダールールである。ボルダールールでは、例えば1位に3点、2位に2点、3位に1点、というように、投票者の志望度順に点数をつけ総得点によって結論を導く。このため、比較的確に民意を反映した結果が得やすいという特徴がある。

Table with 5 columns: Item, 1st rank points, 2nd rank points, 3rd rank points, Total points. Shows Cafe as the winner with 76 total points.

↑ボルダールールに基づく集計結果

→2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開権地選考(2013年) 当時の選考は、候補地を一つ選んで投票し、過半数の得票が出るまで最下位を除いて投票を繰り返す最下位除外方式に近い形で行われた。



戦後史にアクセス

●戦後の日本と世界の政治や経済の変遷を、年表と解説で振り返りながら、それまでの学習内容を時系列で整理できるようにしています。現在の課題やその歴史的背景がわかります。

POINT 2

見開きを大きく活用した年表で、戦後から今日までの日本政治の流れを一覧できるようにしています。

POINT 3

QRコンテンツにアクセスすることで、年表を端末上でも閲覧できるようにしています。

Access postwar history 戦後の日本政治の変遷. Includes a timeline from 1945 to 2020 and detailed text boxes explaining political changes, such as the rise of the Liberal Democratic Party and the formation of the coalition government.

▲p.106-107

▼なるほど解説

Table with 2 columns: Page, Theme. Lists various topics like 'Ancient Chinese thinkers', 'Political system of the world', and 'GDP perspective'.

▼戦後史にアクセス

Table with 2 columns: Page, Theme. Lists 'Post-war Japanese politics', 'Post-war international politics', and 'Post-war Japanese economy'.

判型をワイドなA判として、写真や図版、コラム、補足解説を充実させて、深い学びのための知識を多方面から補完できるようにしています。

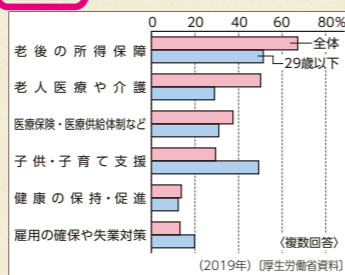
学びの流れ



導入 読み解き
 学習の導入部分です。学習内容と実社会をつなぐ事例を複数の資料とともに取り上げ、読み解きの問いをもとに考えられるようにしています。



導入 あなたは社会保障に何を求める？



今の社会では、どのような分野で社会保障の充実が求められているのだろうか。2によると、老後の所得保障を求める人が全体としては最も多い。一方29歳以下に限定すれば、子供・子育て支援も老後の所得保障と同じくらい求められているという特徴がある。私たちに、限られた財源を何に支出して何を諦めるのかという選択が求められている。

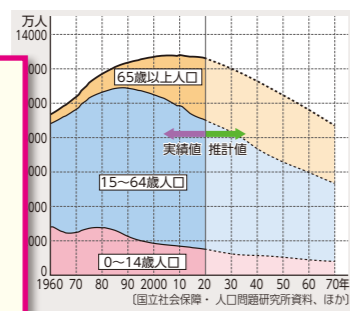
2 今後充実させる必要があると考える社会保障の分野

1 「子ども食堂」を利用する人々 (2019年)
 子ども食堂では、子供に対して無料または低額で栄養のある食事を提供している。

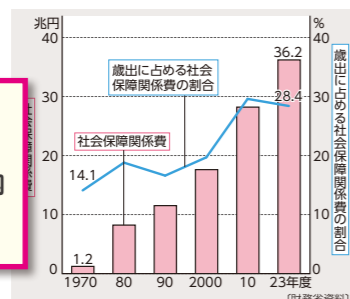
あなたは2のうち、何を重視すべきだと考えるか。

4 社会保障制度の課題

学習課題
 その見開きを学習する意義や、押さえるべき内容を、問いの形式で示しています。



3 日本の人口構造の推移 近年、日本の総人口は減少を続けており、2050年代には1億人を下回ると推計されている。



4 国の歳出における社会保障関係費の推移

中学校との関連 少子化 高齢化 バリアフリー NPO(非営利組織)

▲p.170-171

少子高齢化と社会保障制度 社会保障の大部分を占める公的年金や医療・介護の分野では、高齢者が増え、寿命も延びていることから、給付は増加する一方である。少子化が進み子供の数が減るにつれて、現役世代の総数は減少し続けているので、保険料による収入だけでは給付は賸さない。不足分は国の歳出から拠出しており、所得税を負担する現役世代の労働者を圧迫している。今後、人口減少社会の進行につれて労働力人口の減少が見込まれるため、経済成長は鈍化する。急速な高齢化の進展から、社会保障関係費がさらに財政を悪化させることも危惧されている。

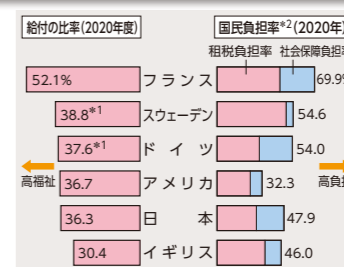
持続可能な社会保障制度に向けて 社会保障の大きな問題は公的年金である。現在の高齢者や私たちの老後の生活をどう支えればよいのだろうか。現在の公的年金は、政府が、現役世代から集めたお金、つまり保険料をそのまま高齢者に給付する仕送りのシステム(賦課方式)で運営されている。これは、現役世代のときに納めた保険料を老後に受けとるシステム(積立方式)とは異なる。もっとも、賦課方式は高齢化が進んで、現役世代の比率が減り、高齢者の比率が増えると、給付が賸いきれなくなってしまう。そこで年金制度の持続可能性を高めるために、年金保険料を引き上げたり、現役世代の減少や平均余命の伸びに合わせて給付を抑制したりしている。このため、年金制度は形式的には破綻しないが、現役世代が減少すれば、給付額はどんどん切り下げられ、老後の生活水準は下がることになる。医療・介護の問題も大きい。医療分野では、医療費の増加を抑制するため、

4種類に分けています。
 トピック…新しい社会の動き 深める…学習を深める内容
 判例…判例に関する内容 歴史…歴史に関する内容

深める Column ベーシックインカムについて考える

すべての国民に、働かずとも毎月一定額の給付を行うベーシックインカム(Basic Income)という社会保障制度がある。フィンランドやオランダでは過去にベーシックインカムの導入実験が行われた。また、スイスでは、2016年に導入の是非を問う国民投票が行われたが、反対76.9%で否決された。日本には生活保護制度があるが、生活保護は申請と審査が必要のため、受給資格があっても実際には申請していない人も多くとされる。ベーシックインカムであれば、こうした人々にも支援を届けることが可能になると期待されている。また、年金・失業保険、生活保護などをベーシックインカムで代替することで、複雑な社会保障を簡素化できるとする意見がある。しかし、実現には、かなりの財源が必要であることや、既存の社会保障制度との整合性をどうするかなど、課題も多い。

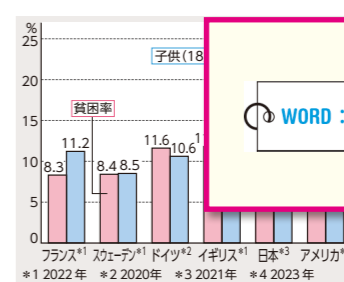
Yes/No ベーシックインカムについて
 従来の行政サービスでは支援が行き届かない人にも支援できる。
 ・実現するには、大幅な増税が必要になる。
 ・勤労意欲がなくなり、働き手や労働生産性が減少するおそれがある。
 ・社会保障制度を簡素化し、行政コストを削減できる。



5 国民負担率の国際比較 国民が受けとる社会保障に負担する税金と社会保障に対する比率を示している。

Yes/No テーマに対して、賛成する声と反対する声を例示しています。

WORD: NPO(非営利組織)
 福祉、環境、まちづくりなどのさまざまな分野で、営利を目的とせずに活動する民間団体を指す。1998年にはNPO法が施行され、NPOが法人として活動できるようにするなどのさまざまな支援策がとられている。



6 相対的貧困率の国際比較 相対的貧困率とは、国民の所得格差を示す指標であり、一定基準を下回る所得(2021年の日本では1人世帯で127万円、4人世帯で254万円)しか得ていない人の割合を指す。

WORD: 本文で扱っている用語について、詳しく解説しています。

確認 公的年金の賦課方式が抱える課題を、本文から探そう。
説明 ベーシックインカムについて賛成か反対か、あなたの意見を説明しよう。

振り返り ここまでの学習を踏まえて、節の問いに取り組もう。 p.211「第3章の

確認 学習内容の基本事項を本文で確認します。

説明 「学習課題」に関連した問いです。学習を通して身につけた知識・技能を活用しながら、思考力・判断力・表現力を用いて説明します。

第1部 公共の扉

第2章 4.他者と共に生きる倫理

単元のポイント

「公共的な空間」とはどのような空間かを明確にしたうえで、よりよい空間を築いていくために、選択・判断するための手がかりとなる考え方や、これまでに先人が積み上げてきた基本的原理について学習していきます。ここでの選択・判断するための手がかりとなる考え方、基本的原理は、第2部で実社会における諸課題を考える際に活用していくことになるため、思考実験を交えながら深く理解できるように工夫しています。

POINT 1

導入には「成功するために環境はどれくらい重要か?」というテーマを設定し、生徒が学習内容と自身の日常生活や将来を関連づけて考えられるようにしています。

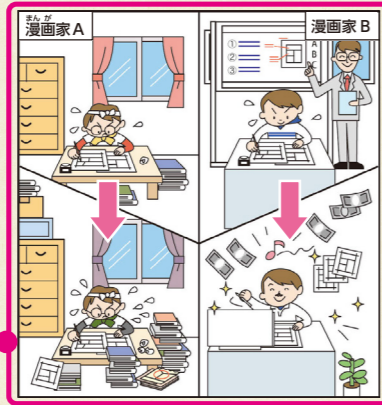
POINT 2

イラストでテーマに関連する場面を直感的に伝え、生徒の興味・関心を高められるようにしています。

POINT 3

本文は、まず「公正な社会」という概念を説明し、そのあとに具体的な思想を取り上げる構成としています。

▼p.32-33



導入 成功するために環境はどれくらい重要か? **思考実験**

今日の社会で重視されることの多い学歴や職業、所得といった社会的地位は、果たして本人の努力のみによって築かれたものなのだろうか。例えば、独学で必死に勉強したが成果が出ない漫画家Aと、幼少期からお金をかけて絵画やシナリオの知識や技術を身につけて成功した漫画家Bがいたとした場合、AはBに比べて努力が劣っていたといえるだろうか。

Yes/No 「社会的な成功には環境より努力のほうが強く影響する」という意見について

- よい環境でも本人の努力がなければ成果は得られないため、努力のほうが強く影響する。
- 家庭環境などは、教育や経験の質に直結するため、環境要因のほうが強く影響する。
- 試験や習い事など、努力するための環境や機会を恵まれる者に多く与えられる。

読み解き 社会的な成功を収めることにおいて、社会や家庭環境は、どの程度影響すると考えられるだろうか。

4 他者と共に生きる倫理

私たちは、格差を是正しよりよい社会をつくるうえで、どのようなことを意識すればよいのだろうか。

①論理的に思考し判断する能力である理性によって、人々を束縛してきた伝統的な慣習や制度を見直す啓蒙思想は、フランス革命など社会制度の変革にも影響を与えた(▶p.40)。

WORD: 全体主義

一つの政党が大衆を動員して政治権力を握り、自国や自民族のみを美化しつつ、国家の利益を最優先にする体制をいう。全体主義では、個人の自由や人権は無視される。

②ホルクハイマーやアドルノに代表されるフランクフルト学派は、特定の利益や目的のために使われる理性を「道徳的理性」として強く批判した。



1 裁判を受けるアイヒマン(中央)(1961年) アーレントは、ユダヤ人を強制収容所に移送し管理したアイヒマンの裁判を傍聴し、ナチスの凶悪な犯罪は命令に従っただけの凡庸な人間によって担われた(悪の陳腐さ)と考えた。

今、私たちの生きる社会は、公正だといえるだろうか。「運も実力のうち」ということわざがあるが、自分を取り巻く環境はどこまで公正であるべきだろうか。

人々は公正さを欠いた社会を正しくない状態だと考え、すべての人が平等な関係で結ばれる社会の実現のために格闘してきた。特に17世紀以降、ヨーロッパでは、理性に基づき人を教へ導こうという啓蒙運動が展開された。この結果、人は生まれながらに平等であるという普遍的な価値観が生まれた。

平等と公正をめぐる現代の議論

20世紀前半には自民族を優れたものとし、自民族を中心とした社会を形成する動きが世界中で強まった。

ドイツではユダヤ人や障がいのある人などを絶滅させようとした過激な全体主義(ナチズム)が誕生し、みずからとは異なる者を平等の対象とはみなさず、暴力によって彼らの声や存在を消しようとした。

ナチズムに追われてアメリカに亡命したホルクハイマーやアドルノは、全体主義の原因が、感情や人間性などを軽視する行き過ぎた理性にあるとし、啓蒙の欠点を強調した。同じく亡命したアーレントは、命令に従うままナチズムを支えた無責任な官僚であるアイヒマンの裁判を傍聴し、彼は思考が不足していたと批判した。また誰もがナチズムの支持者になりうることを警鐘を鳴らし、それを自分と無関係なものとして忘れ去ってしまうことは許されないとしたのである。そしてこの悲劇を繰り返さないために、古代ギリシアにみられた、多様な人々が対話できる公共的な空間が必要だと考えた。

思想家	アーレント (1906~75)	ハーバーマス (1929~)	ロールズ (1921~2002)	セン (1933~)
肖像				
主旨	「全体主義の起源」など	「公共性の構造転換」など	「正義論」など	「不平等の再検討」など
思想の特徴	ドイツ出身の哲学者。ナチズムの迫害を受けた経験から、他人任せに社会に無関心であることが全体主義につながるとした。全体主義に陥らないために、人々が対等な立場で意見を言い合える空間が必要であり、そこから外れたり孤立したくないことが重要であると説いた。	ドイツの哲学者でフランクフルト学派に属する。「道徳的理性」を批判する一方で、近代を「未完のプロジェクト」として擁護し、コミュニケーションに基づく合意(対話的理性)を重視した。そのためには、一定の理性と、支配関係がなく自由に議論ができる空間が必要であると説いた。	アメリカ出身の哲学者。1960年代の公民権運動の経験から、すべての人の自由と権利のために必要な正義の原理(公正としての正義)を示し、社会における格差の是正のために、財の公正な分配を主張した。著書「正義論」は、政治哲学や経済学など、多方面に大きな影響を与えた。	インド出身の経済学者でアジア初のノーベル経済学賞を受賞した。インドでの経験を踏まえて、貧困解消や弱者救済について経済学の視点で分析した。財の分配ではなく、「何ができるようになるか」という潜在能力(ケイパビリティ)を広げることで、実質的平等(▶p.58)が保障されるとした。

12 現代の主な思想家

その後、啓蒙や理性の意義を改めて問い直す動きも生まれた。ドイツの哲学者ハーバーマスは、ヨーロッパの近代にみられた、新聞というメディアを介したコーヒーハウスでの対話を参考に、他者と理性的に対話を交わし合うこと(対話的理性)ができる公共的な空間を再構築しようとした。

1960年代になると人種差別を不正義と考える動きが生まれた。特にアメリカでは黒人の差別解消を目指した公民権運動が盛り上がり、他者との共生が達成されるよりよい社会づくりに関する議論が広がった。アメリカの政治哲学者ロールズは、各人がそれぞれの境遇や経済力などの立場に縛られているために、格差や不平等などが社会の不正義が生じると考えた。そして、自分の置かれた立場を知ることができないように無知のヴェールをかぶせられた人々がどのような社会を望むか、という思考実験を行い、社会のしくみには公正性と平等性が求められるとする正義の二原理を提唱した。

他方、インドの経済学者センは、子供と大人、障がいのある人と健常者とは必要とするケアやサポートが違ふと考えた。そして、現実の暮らしのなかで人々が何を必要として何ができるのかという概念(ケイパビリティ)を提起し、それらを満たし高めることで社会全体が幸福になっていくと唱えた。

課題と向き合うために このように、私たちが生きる公共的な空間をよりよくするための考え方は、時代や地域を問わず多くの先人によって議論されてきた。先人たちの物事に対する視点や方法をヒントにしながら今日の社会の課題をとらえ、解決方法を考えていこう。

繰り返り ここまでの学習を踏まえて、章の問いに取り組もう。▶p.60「第1部の振り返り」

POINT 4

思想家たちの思想を、比較しやすい表形式でまとめ、共通点や違いを把握できるようにしています。

POINT 5

「実力も運のうち」というテーマで、能力主義の是非を問うたマイケル・サンデルを取り上げています。

POINT 6

「正義の二原理」という難しい概念も、イラストを用いて分かりやすく図解し、理解を促しています。

③所属する集団に共通する正義などの価値観を尊重し、個人の善ではなく公共的な価値をもつ共通善を重視するコミュニタリアニズム(共同体主義)も注目されている。代表的な思想家にマイケル・サンデル(1953~)がいる。

無知のヴェール

自分の置かれた状況がわからない

第一原理

各人は基本的な自由に対して平等である(平等な自由)。

第二原理

全員に均等な機会が与えられた公正な競争のうえで(公正な機会均等)。

最も思えない人々の利益になる場合のみ、不平等は認められる(格差の是正)。

13 正義の二原理

確認 よりよい社会の形成に向けロールズとセンは何が重要と考えたか、それぞれ本文から探そう。

説明 発展途上国にはどのような支援が適切か、ケイパビリティの視点を踏まえて説明しよう。

授業展開例

導入 10 min

読み解きの問い「社会的な成功を収めることにおいて、社会や家庭環境は、どの程度影響すると考えられるだろうか。」について考えさせる。その際、思考実験やYes/Noも確認しながら、自身の考えをまとめさせ、グループで意見交換をさせる。学習課題を確認し、格差を是正しよりよい社会をつくるために参考となる、哲学者の思想について学ぶことを予告する。

展開1 10 min

公正な社会について本文を読んで確認させる。「公正な社会=すべての人が平等な関係で結ばれる社会」であることを理解させる。次に日常生活で「公正」が問われる例を挙げさせる(例:学校での評価、部活動のメンバー選抜)。生徒の意見を黒板にまとめる。

展開2 20 min

アーレント、ハーバーマス、ロールズ、センの思想について、グループで分担して読み取らせ(5分)、各グループが要点を発表する(1人あたり1分)。教員が全体をまとめ、4人の思想の共通点や違いを解説する。哲学者の言葉は抽象的であるため、例えば「同じ授業を受けても定期考査の平均点がクラスによって異なるのは不公平か」など、具体的な場面に即してそれぞれの哲学者はどう考えるか説明すると分かりやすい。

まとめ 10 min

「確認」の問いに取り組ませる。解答を確認し、「説明」の問いに取り組ませ、解答を見通し・振り返りシートに記入させる。ケイパビリティとは財の分配ではなく「何ができるようになるか」という潜在能力であることを確認し、「財の分配」とはモノを直接提供すること、「潜在能力」とはモノをつくる技術を提供することと置き換えられると解説する。最後に、公正や平等といった考え方がもととなり、社会保障制度(教科書p.168-169)が整備されたと結ぶ。

第2部第1章 私たちと法

第1節

2. 私たちの生活と法

単元のポイント

「公共的な空間」ではさまざまな人々が生活していることから、互いの権利を尊重しつつ社会生活を営んでいくために守るべきルールや決まりが必要となります。この章では、学習指導要領を踏まえて、①法や規範の意義と役割、②契約と消費者の権利・責任、③司法参加の意義について学び、法に関わる主体として私たちはどのようなことができるか、考えられるようにしています。

POINT 1

「18歳成人」という生徒にも身近なテーマを導入として取り上げることで、学習内容に興味・関心をもてるようにしています。

POINT 2

イラストで示すことで、抽象的な概念を具体的にイメージし、直感的に理解できるようにしています。

POINT 3

たとえばや具体例を盛り込んだ本文で、一見難しそうなお内容もかみ砕いて説明しています。

▼p.66-67

導入 成年年齢引き下げで何が変わった？

内容	年齢
成年	20歳以上 → 18歳以上
結婚(婚姻)	男性：18歳以上(変更なし) 女性：16歳以上 → 18歳以上
契約	20歳以上 → 18歳以上
裁判員の選任	20歳以上 → 18歳以上
少年法の適用	20歳未満 → 20歳未満、ただし18歳と19歳は「特定少年」として区別
飲酒・喫煙	20歳以上(変更なし)

2022年4月、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられた。成年年齢は契約などを自己の責任で行うことができるようになる年齢であり、民法で定められている。すでに16年には公職選挙法で定められた選挙権年齢が18歳以上とされており、また世界でも18歳以上を成年と定める国が多いことから、改正が行われた。

読み解き 成年年齢の引き下げによって、私たちの生活にはどのような影響があるだろうか。

↑2 成年年齢引き下げに伴う主な影響
↓1 成年年齢引き下げに伴うトラブルに注意喚起するパンフレット(2022年)

2 私たちの生活と法

身近な生活と法の役割

私たちの日々の生活は、さまざまな法に囲まれている。例えば、登校するときや、道を歩いたり自転車に乗ったりするときのルールとして、**道路交通法**がある。法律はさまざまな場面で、私たちの安全を保ち、豊かな生活を保障するための役割を担っている。

市民社会の約束としての法

私たちの生活では、他人に迷惑をかけたり、他人の権利を侵害したりしない限り、個人的な行動や判断は本人の自由任せられている。これを**私的自治の原則**という。しかし、すべて自由に任せただけでは、力の強い者が常に勝ってしまう。そこで法は、何が他人の迷惑になるか、何が権利の侵害に当たるかをあらかじめ定め、「これをするとこうなる」という予測を示すことで、私たちの権利や自由を守っている。

私たちの権利や自由を守る法の代表が**民法**である。民法では「私権の享有は、出生に始まる」と定められている。これは、人間は生まれながらにして権利を保障されるということである。民法では、私たちの経済活動における売買などの契約や物の所有に関するルール、そして婚姻や親子関係、相続といった家族に関するルールなどを定めている。

また、私たちが自由に社会生活を営むと、別の人の権利とぶつかり、トラブルが生じてしまうことがある。物やお金の貸し借りから離婚や遺産相続に至るまで、当事者どうしで円満に解決できないときは、法による解決を図る。こうした個人間の紛争を解決する手続きを定めた法の代表が**民事訴訟法**である。民事訴訟(裁判)では、裁判官が双方の言い分を整理して、証拠はそつ

民法の構成

- 総則
- 財産法
 - 所有、売買、賃貸借などの財産関係の規定
 - 物権
 - 物に関する権利の規定
 - 債権
 - 人に対する権利・義務の規定
- 家族法
 - 夫婦、親子、兄弟姉妹などの身分関係や、相続関係の規定
 - 親族
 - 家族関係の規定
 - 相続
 - 亡くなった人の財産継承の規定

↑1 民法の構成

●例えば、人の物を盗むと、刑法235条に基づいて窃盗の罪とされ、10年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金という刑罰が科される。

確認 民法と刑法が私たちの生活とどのように関わっているか、それぞれ本文から探そう。

説明 私たちの生活において、法が果たしている役割を説明しよう。

66

Column 法律を作ってみよう

近年、歩きながら、車や自転車を運転しながらのスマートフォン操作(ながらスマホ)による事故が増えている。公道で安全に使うための法律を作ってみよう。

① どのような法律があるとよいか。法律の①目的、②要件と効果、③定義について、空欄に入る語句を考えよう。

①この法律は、ながらスマホを禁止することで、()を目的とする。
②ながらスマホをした場合、()とする。
③ながらスマホとは、()である。

② ①で作った法律は、下のA～Cの事例に適用できるか考えよう。

A: 歩きながらスマートフォンでゲームをしていたら人にぶつかり、けがをさせてしまった。 →適用(できる・できない)
B: 信号で車が止まっているときに、スマートフォンで通話した。 →適用(できる・できない)
C: 自転車で走って、スマートフォンで道を調べながら走っていたら、転んでけがをした。 →適用(できる・できない)

③ ②を考えるなかで、①で作った法律を修正する必要がある場合は、修正しよう。

④ ながらスマホを禁止する実際の法律と、あなたの作った法律を比べてみよう。(例)道路交通法71条5号の5、117条の4

POINT 4

法律を作るという実践的な活動を通して、学習内容を深められるようにしています。

POINT 5

生徒が考えやすく、議論が活発になるよう、身近なスマートフォンに関する法律を題材としています。

重大な権利侵害を防ぐ法

空き巣の被害にあったのに、国がそれを放置し、生命や財産が勝手に奪われてしまうような社会では、個人の自由や権利は保障されない。社会秩序をおびやかす行為には、法によって国が刑罰を科すことがある。こうした刑罰を科す法の代表が**刑法**である。刑罰には、正義を守り、犯罪を予防する役割がある。一方、刑罰を科されることは、その人にとっては重大事であるため、国の都合でみだりに刑罰を科してはならず、罪刑法定主義が守られなければならない。

刑罰を科すかどうかを決める**刑事訴訟(裁判)**は、刑事訴訟法にのっとって特に適正に行われるべきである。国の立場を代表する検察官が罪を犯したと疑われる人を起訴し、裁判となる。

社会の変化への対応

私たちの社会は、法によって人々の権利が守られ、秩序が保たれており、私たちが法を守ることが求められている。しかし、社会が変化することで新たな問題が生じ、これまでの法で対応できなくなる場合は法を作り変えることもある。私たちは、今日の社会でどのような法が必要なのか、常に検討することが求められている。

ここまでの学習を踏まえて、節の問いに取り組みよう。 →p.84「第1章の振り返り」

67

授業展開例

導入 5 min

読み解きの問い「成年年齢の引き下げによって、私たちの生活にはどのような影響があるだろうか。」について考えさせる。その際、表や写真、資料なども確認しながら考えをまとめさせ、グループで意見交換をさせる。その後数人の意見を全体に共有させる。学習課題を確認し、身のまわりでどのような法があり、法が私たちの生活においてどのような役割を果たしているかについて学ぶことを予告する。

展開1 10 min

教科書に沿って民法や刑法について理解させる。p.66「人生のさまざまな場面と法律」も併せて確認することで、生徒たちに法との関わりを実感させる。

展開2 25 min

Column「法律を作ってみよう」に取り組みさせる。生徒を3～4人のグループに分け、①～③に取り組みさせる(10分)。グループごとに発表し、ほかの生徒に質問や意見を出させる(10分)。ながらスマホを禁止する実際の法律を全体で確認し、各グループで作った法律との違いを確認させる。最後に教員から「ルールや法律を作る過程では、さまざまな立場や意見を配慮する必要がある」ことを解説する。

まとめ 10 min

「確認」の問いに取り組みさせる。解答を確認し、「説明」の問いに取り組みさせ、解答を見直し・振り返りシートに記入させる。教員が「法は日常生活を支えるルールであり、社会の秩序を保ち、権利や義務を明確にする役割を果たしている」とまとめる。最後に、次回は法のなかでも特に身近な「契約」について、契約はどのようにして成立するのか、トラブルを防ぐためにはどうしたらよいかを学ぶことを予告する。

全体構成

単元構成

特色①

特色②

見開き構成

単元紹介

QRコンテンツ

関連教材

第2部第2章 私たちと政治

第1節 2.議院内閣制と国会

単元のポイント

「公共的な空間」では、ときには対立も生まれます。この対立について話し合い、形成された合意に人々は従うことが求められます。この一連の過程が政治です。この章では、学習指導要領を踏まえて、④政治の役割と政治参加、⑤主権国家と国際政治、⑥日本の安全保障と防衛、⑦国際社会の課題と日本の役割について学び、政治に関わる主体として私たちはどのようなことができるか、考えられるようにしています。

POINT 1
一院制にすることへの賛否について、賛成・反対それぞれの意見を紹介します。自身の考えをまとめて参考にできるようにしています。

POINT 2
行間には関連する憲法や法律の条数を示し、参照しやすいようにしています。教科書の裏表紙などからアクセスできるQRコンテンツでは、日本国憲法を確認でき、難解な用語には解説を付けています。(⇒本資料p.37)

▼p.90-91



導入 国会は二院制をやめて一院制にすべきか？

衆議院と参議院は、議員の任期や選挙方法が異なるものの、両院共に国権の最高機関であり、国民の意見を国政に反映させる機関としての責務を負っている。しかし、両院が同じようなことを行っている二院制をとっている意義がなくなってしまう。

Yes/No 二院制をやめて一院制にすることについて

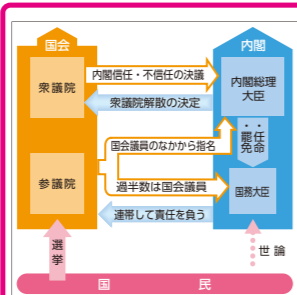
- ・二院で議決が異なることがなくなるので、政策実現のスピードが上がる。
- ・議員数が減れば、その分だけ議員にかかる歳費を減らせる。
- ・より多様な意見や利害を反映させることができなくなる。
- ・一つの議院の行き過ぎを抑えたり、足りない部分を補ったりできなくなる。

1 通常国会の開会式(2020年) 開会式では、衆議院と参議院の両院の議員が参議院の本院議場に集まる。

読み解き 一院制のメリットとデメリットは何だろうか。

2 議院内閣制と国会

学習課題 私たちにとって、国会はどのような存在なのだろうか。



2 議院内閣制のしくみ

	衆議院	参議院
定数	465人 (小選挙区: 289人 比例代表: 176人)	248人 (選挙区: 148人 比例代表: 100人)
任期	4年 (解散のときは任期中でも資格を失う)	6年 (3年ごとに半数を改選)
選挙権	18歳以上	18歳以上
被選挙権	25歳以上	30歳以上
解散	あり	なし

3 衆議院と参議院

議院内閣制とは 政府による決定が、国民の権利を制限したり、義務を課したりする場合は、**国権の最高機関**で唯一の立法機関である**国会**で制定される法律によらなくてはならない。

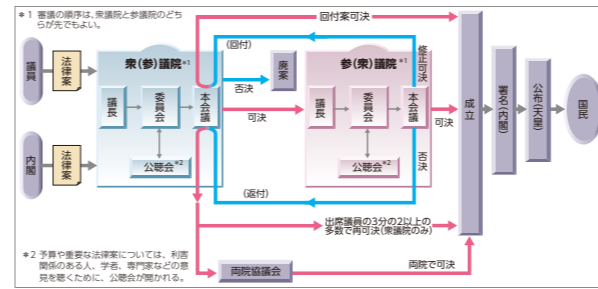
日本国憲法は、行政政府の全般をとりまとめる内閣と、国会とを強く結びつけている。国会が**内閣総理大臣(首相)**を指名し、首相がその他の**国務大臣**を任命して、内閣は全員で国会に対し責任を負うしくみが、日本の**議院内閣制**である。もし衆議院が内閣不信任を決議したなら、10日以内に**総辞職**するか、あるいは衆議院を**解散**し改めて民意を問わなくてはならない。

憲法は首相に、行政各部を指揮・監督し、国務大臣を罷免する権限を与えた。さらに首相は、衆議院の不信任決議がなくても、解散権を行使できるのが慣例である。内閣は最高裁判所の長官を指名し、ほかの裁判官を任命する。

国会のしくみ 国会は**衆議院**と**参議院**の二院からなる(二院制)。二院はそれぞれ議員の任期と選挙方法が異なるので、多様な意見を反映できるようにしている。両院では常任委員会と特別委員会が、実質的な審議の場であり、本会議で最終的な議決がなされる。

国会では、内閣もしくは国会議員自身による議案を審議し、議決する。**予算の審議・議決**、**条約の承認**も国会の仕事である。国政の全般について両院はそれぞれ**国政調査権**をもち、証人の出頭や証言・記録の提出を要求できる。司法との関係においては、重大な義務違反を犯した裁判官に対して、国会は**弾劾裁判所**を設置して罷免を審議する。

4 参議院の予算委員会(2023年) 予算委員会をはじめとする常任委員会は、衆議院、参議院にそれぞれ17ある。国会議員は少なくとも一つの常任委員になることになっている。



5 法律ができるまで

しかし両院の議決が異なり、両院協議会を開いても意見が一致しない場合は、**予算・条約**に関しては衆議院の議決が国会全体の議決となり、法律案は衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再可決すれば成立する。首相の指名にも衆議院の議決が優先される(**衆議院の優越**)。

国会の課題 衆議院の優越が定められているとはいえ、法案の審議に関しては、両院の権限はほとんど対等である。また会期が短いので、**与党**が過半数を握っていても、**野党**が審議の延長を求めるなどの抵抗をして、法案が会期内に議決されなければ廃案になる。現在は国会外で与野党間の調整を行っているが、これにより審議が形骸化し、国民からは見えないところで政策と法律がつくられるという問題が生じている。

天皇の地位 日本国憲法は天皇を「日本国」と「日本国民統合」の両者の「**象徴**」とし、その地位の世襲を定めている。憲法は、首相の任命と国会の召集、さらに最高裁判所長官の任命、大臣の任免の認証、外国の大使・公使の接受などを、天皇の国事に関する行為(**国事行為**)として定め、すべて内閣の**助言と承認**を必要とするとした。

さらに天皇・皇族の公的活動として、天皇が国会の開会にあたって「おことば」を読み上げるほか、全国植樹祭や全国戦没者追悼式への出席、自然災害の被災地への訪問など、さまざまな機会において、象徴としての意義を国民の前に示している。また天皇・皇族が外国を訪問したり、来日した大統領・国王を接遇したりするなど、国際親善にも重要な役割を果たしている。

事項	内容
法律案(59)	衆議院で可決し参議院で異なる議決をした場合→衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決すれば、法律となる。(意見の一致を図るために、両院協議会を開くこともできる。)
予算(60)	衆議院に先に審議する権限(予算先議権)がある。両院が異なる議決をし、両院協議会を開いても意見の一致をみない場合や、参議院が衆議院の可決した議案を受けとった後 30日以内 に議決しないとき→衆議院の議決が国会の議決となる。
条約の承認(61)	予算と同じ原則が適用される(先議権を除く)
内閣総理大臣の指名(67)	衆議院が異なる人を指名→両院協議会でも意見が一致しない場合や、衆議院の指名後10日以内に参議院が指名の議決をしないとき→衆議院の議決が国会の議決となる。
内閣不信任の決議(69)	この決議ができるのは、衆議院だけ。

※()は憲法の条数

1 憲法で定められた衆議院の優越

種類	召集	会期
常会(通常国会)	毎年1回、1月	150日間
臨時会(臨時国会)	内閣、またはいずれかの議院の総議員の1/4以上の要求がある場合	両議院一致の議決による
特別会(特別国会)	衆議院解散後の総選挙から30日以内	
参議院の緊急集会	衆議院解散中、緊急の必要がある場合	不定

1 国会の種類

●国会審議の活性化のため、党首討論が導入されている。国会の開会中に原則として毎週水曜日に1回行われる。全体で45分という時間の短さや、野党の党首は議席数に比例したも時間で質問を行わなくてはならないため議論が深まりにくいこと、小規模の政党が参加できないことなどに批判もある。



- 確認** 国会の役割を、本文から探そう。
- 説明** 国民の権利に答えるために改善すべき国会の課題について、説明しよう。



導入

5 min

p.90 1の「通常国会の開会式」の写真と学習課題を確認し、議院内閣制や国会について学び、国会と私たちの関わりについて学ぶことを予告する。

展開1

15 min

教科書に沿って議院内閣制と国会のしくみや課題について確認する。この際、衆議院と参議院の違いや、衆議院の優越について重点的に理解させる。

展開2

10 min

導入の読み解きの問い「一院制のメリットとデメリットは何だろうか。」徒に一院制に賛成か反対か、なぜそう思うのかを見を聞く。生徒を3~4名のグループに分け、「なっているのか」を話し合 教師から二院制のメリットとデメリットを補足する。

展開3

10 min

p.90 1の「通常国会の開会式」の写真で、国会議員が礼をしている先にいるのは誰なのか問う。教科書に沿って天皇の地位について確認する。

まとめ

10 min

「確認」の問いに取り組みさせる。解答を確認し、「説明」の問いに取り組みさせ、解答を見通し・振り返りシートに記入させる。教師が「国会は私たちの生活を支える重要なしくみであり、国民の私たちも選挙や世論によって意見を表明することで、よりよい運営につながる」とまとめる。最後に、次回は内閣について詳しく学ぶことを予告する。

第2部第3章 私たちと経済

第4節 1.労働者の権利

▼p.174-175

第4節 労働者の権利と雇用・労働問題

読者の問い 私たちは、働きやすい労働環境の実現に向けて、どのような取り組みができるのだろうか。

POINT 1
高校生にも身近なアルバイトを導入テーマとして取り上げることで、学習内容に興味・関心をもてるようにしています。また、学んだ知識を実社会でも生かせるようにしています。

POINT 2
労働者の権利という抽象的な概念でも、アルバイトにおける具体的な場面を設定することでイメージしやすくし、高校生が意見をもち、積極的に議論できるようにしています。

導入 もしもアルバイトでトラブルにあったら？

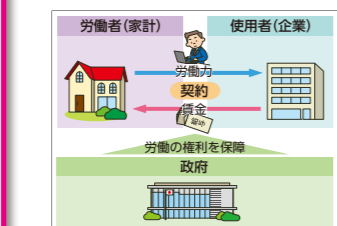
Q1 アルバイト先のお店で有給休暇(取得しても賃金が減額されない休暇)をとろうとしたら、「アルバイトに有給休暇はない」と言われた。これは合法、それとも違法？

Q2 アルバイト先のお店で、うっかりお皿を割ってしまったら、「あなたのミスだから」と店長に給料を減額された。これは合法、それとも違法？

読み解き Q1、Q2は合法だろうか、違法だろうか。

1 有給休暇を申請するアルバイト

1 労働者の権利



1 労働における家計・企業・政府の関係

日本国憲法	労働者の権利に関する法律
1項 勤労権	職業安定法、雇用保険法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、高齢者雇用安定法
27条 労働条件に関する基準	労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、育児・介護休業法、労働契約法
3項 児童の保護	児童福祉法、児童扶養手当法
28条 (労働三権) 団結権、団体交渉権、団体行動権	労働組合法、労働関係調整法

1 日本国憲法が保障する労働者の権利

174 中学校との関連 労働基本権 労働組合 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法

市場経済における労働
近い将来、私たちの多くは労働者となり、企業のなかで製品の開発や商品の販売をするなど、さまざまな仕事に就く。その仕事の成果が足し合わさって経済全体の生産となる一方、労働の対価である給与収入は商品購入(消費)のもととなっている。

労働者は企業に労働力を提供し、その対価として給与を得ることに合意して、労働契約を結んでいる。つまり労働者一人ひとりと企業との関係は、労働というサービスを売買する売り手(労働者)と買い手(企業)の関係である。しかし、労働者と企業が合意して自由な労働契約を結んだとしても、労働者の技能は個別の企業内でしか通用しない場合や、企業側の知識が労働者側を上回る場合も多く、両者の関係はなかなか対等にはならない。企業が労働者の弱い状況につけ込んで権利や賃金を侵害する場合もある。労働者が健全に働くことで経済は成り立っているため、労働者のさまざまな権利は保障される必要がある。例えば双方が合意しても、最低賃金未満で労働者を働かせることはできないなど、労働契約における契約自由の原則は制限されている。

労働者の権利
日本では、憲法によって勤労の原則が保障されており、また、労働組合をつくる権利(団結権)、労働者が使用者と団体で交渉する権利(団体交渉権)、労働者が団結して仕事を停止して労働条件の改善などの要求を通そうとストライキなどを起こす権利(団体行動権、争議権)が保障されている。そして、団結権、団体交渉権、団体行動権の三つを合わせて労働基本権(労働三権)という。

授業展開例

導入 5 min

「もしもアルバイト先で有給休暇がとれないと言われたら?」「もしもアルバイト先でお皿を割ってしまい、給料を減額されたら?」と問う。グループで合法か違法かを話し合わせ、QRコードから解答例を確認させる。学習課題を確認し、労働者の権利や雇用の問題について学び、どのように自分たちを守るかについて学ぶことを予告する。

展開1 15 min

教科書に沿って労働の意義や労働者の権利について理解させる。労働者は企業と労働契約を結んでいることや、労働三権および労働三法の内容について教科書に沿って解説する。教科書p.53において社会権の一つとして労働三権があったことも振り返る。生徒に「なぜ労働者にこれらの権利が必要なのか?」と問い、意見を募る。

展開2 20 min

教科書p.175のグラフを読み取らせ、「1985年と比べると、25~34歳の労働力率が大きく上昇したのはなぜか」と問う。関連して、Columnの育児休業取得率のグラフを読み取らせ、女性取得率は8割台で推移しているが、男性は低水準であることを解説し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法について解説する。

まとめ 10 min

「確認」の問いに取り組みさせる。解答を確認し、「説明」の問いに取り組みさせ、解答を見直し・振り返りシートに記入させる。この際、労働者の立場だけでなく、企業側の立場からも考えることを促す。労働者は権利に守られているが、労働者の利益ばかり追求しても、社会全体の利益にはならないこともある、と補足する。最後に、次は雇用や労働に関する課題について学ぶことを予告する。

単元のポイント

「公共的な空間」では、さまざまな人々が分業を行い、経済が循環することで、豊かな社会を実現しています。この章では、学習指導要領を踏まえて、⑧市場経済の機能と限界、⑨金融の働き、⑩財政の役割と社会保障の課題、⑪労働者の権利と雇用・労働問題、⑫社会の変化と職業選択、⑬経済のグローバル化について学び、経済に関わる主体として私たちはどのようなことができるか、考えられるようにしています。

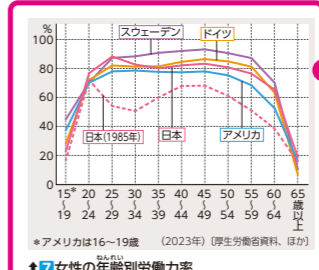
トピック Column 男性にも育児休業を

今日の日本では共働き世帯が増加しており、男女が共に子育てをしながら働ける体制づくりが必要となっている。育児・介護休業法では、労働者は原則として子供が1歳になるまでの間、育児休業を取得することができる。男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、「職場に迷惑をかけたくない」「職場の雰囲気に言い出せない」などの理由から依然として低い状況が続いている。そこで、育児休業を分割して取得できるようにするなど、育児休業の取得がしやすくなるように法改正が進められている。

1 育児休業取得率

項目	内容
労働条件	労働条件の決定では、労働者と使用者は対等(2条)
賃金	男女同一賃金の原則(4条) 労働者に全額を直接支払(24条) 労働時間は週40時間、1日8時間以内(32条)
労働時間・休日	毎週少なくとも1日の休日(35条) 6か月以上勤務の労働者に有給休暇を付与(39条)
年少者	15歳未満の使用禁止(56条) 18歳未満の深夜労働禁止(61条)
育児	産後1年間は1日2回各30分以上の育児時間を請求できる(67条)

1 労働基準法の主な内容



1 女性の年齢別労働力率

確認 労働者の権利が保障されるのはなぜか、本文から探そう。

説明 「最低賃金を上げるべき」という意見に対して賛成か反対か、あなたの意見を説明しよう。

POINT 3
「男性にも育児休業を」というテーマで現代の課題を意識させ、学びが実社会でも生きることを実感できるようにしています。

POINT 4
複数の情報を盛り込んだグラフを掲載し、比較しながら考察することで、資料読解力も養えるようにしています。

全体構成

単元構成

特色①

特色②

見開き構成

単元紹介

QRコンテンツ

関連教材

教科書の各所に配置しているQRコードを読み取ることで、学習内容の理解を深めるさまざまなコンテンツをご利用いただけます。
※QRコードを読み取り、表示されたウェブサイトにアクセスした際には、通信料がかかる場合があります



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

<https://tk46.jp/08hs/pub>

▼QRコンテンツ トップページ

高校生の公共

判例解説

法令集

戦後史にアクセス

一問一答

用語解説

動画

NHK ONE for School

見通し・振り返りシート

特設ワークシート

思考ツール・白地図

外部リンク

スマートフォンからも
閲覧可能

帝国書院

判例解説 全15点

主な違憲判断の解説を、スライドショー形式で収録し、教科書の学習内容を深められるようにしています。

▼尊属殺重罰規定違憲判決

事件の概要 尊属殺重罰規定違憲判決 2 / 12

事件の概要 尊属殺重罰規定違憲判決 4 / 12

事件の概要 尊属殺重罰規定違憲判決 5 / 12

論点 尊属殺重罰規定違憲判決 7 / 12

判例 尊属殺重罰規定違憲判決 10 / 12

その後 尊属殺重罰規定違憲判決 12 / 12

一問一答 全756問

重要用語とその意味を確認できます。ブックマーク機能で間違えた問題だけピックアップし、繰り返し取り組むことができます。

用語解説 全756語

教科書に掲載している重要用語などの定義や意味を確認できます。検索機能もあり、調べたい用語をすぐに確認できます。

法令集 全13点

教科書巻末に掲載している法令などの条文を、閲覧できるサイトへのリンクを収録しています。日本国憲法には用語解説も掲載しています。

動画、NHK ONE for School 動画全7点 NHK ONE for School全64点

学習内容に関連する動画と、NHK ONE for Schoolの動画へのリンクを収録しています。

見通し・振り返りシート 全20点

見通しページと振り返りページ（⇒本資料p.6-7）に対応したワークシートです。

特設ワークシート 全23点

特設ページに対応したワークシートです。

戦後史にアクセス 全4点

教科書の特設ページ「戦後史にアクセス」で掲載している年表を収録しています。

思考ツール・白地図 思考ツール全11種 白地図全93点

思考ツールの解説動画とワークシート、世界と日本の白地図を収録しています。

※そのほか、主体的な学習に最適な外部サイトを掲載した「外部リンク」も収録しています。

ご指導を支援する教科書関連教材が充実しています

※内容は一部変更になる可能性があります

指導資料Webサポートコンテンツ付

①指導用教科書	●教科書紙面の縮刷版を中心に置き、その周りに本文や図版の解説や発問例などを掲載しています。
②指導書 Web サポート	<ul style="list-style-type: none"> ●授業をサポートするコンテンツを多数収録しています。 ●帝国書院のウェブ会員ページよりお使いいただけます。 ■教科書紙面ビューア ■授業スライド(.pptx/Googleスライド) ■授業プリント(生徒用・教師用).docx) ■見通し・振り返りシート(生徒用・教師用).docx/Googleスプレッドシート) ■特設ワークシート(指導書Webサポート版)(生徒用・教師用).docx) ■教科書本文(.txt) ■教科書掲載図版(カラー・モノクロ).jpg) ■図版アニメーション ■年間指導計画案・評価規準例(.xlsx) ■学習課題・説明の解答例(.txt) ■評価問題例(テスト例).docx) ■動画へのリンク ■一問一答のデータ(.xlsx) ■用語解説のデータ(.xlsx) ■白地図集(.jpg) ■高校生向け参考文献(.docx) ■著作者からのメッセージ(.pdf) ■教科書QRコンテンツへのリンク
③指導用教科書・指導書 Web サポートの使い方	●指導用教科書の使い方と、指導書Webサポートのコンテンツを紹介しています。

定価：28,600円(本体26,000円+税)

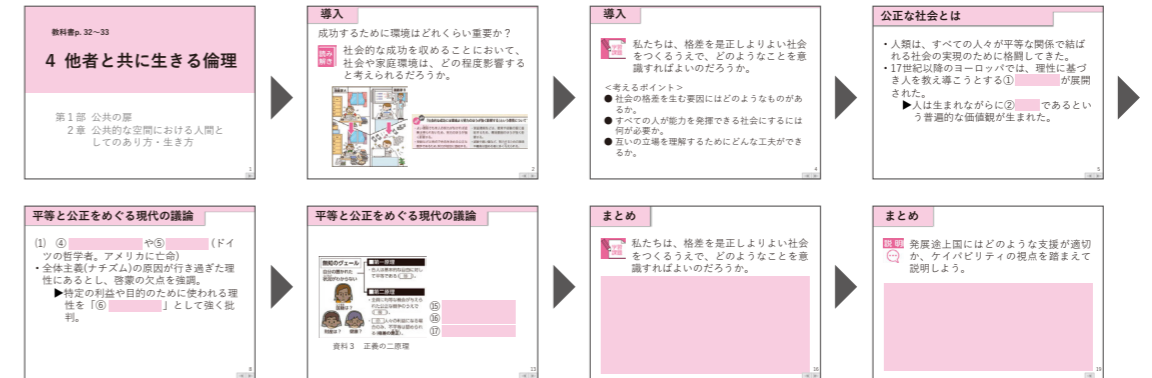
指導用教科書

▶教科書紙面の縮刷版を中心に置き、その周りに本文や図版の解説や要点整理(板書例)、「学習課題」「確認」「説明」の解答例などを掲載しています。



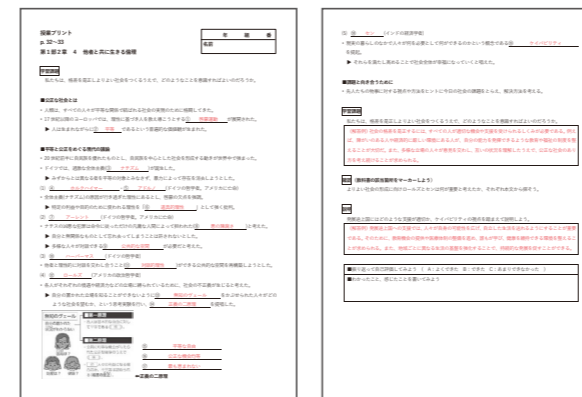
授業スライド

▶教科書本文ページ1見開きにつき、10~20枚のスライドを収録しています。加工してお使いいただけます。
▶PowerPointとGoogleスライドの2形式で収録しています。



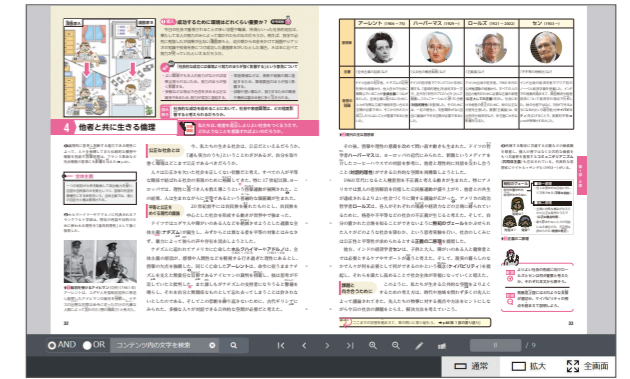
授業プリント

▶授業スライドに対応したプリントを収録しています。加工してお使いいただけます。



教科書紙面ビューア

▶教科書紙面を先生方の端末でご覧いただけるビューアです。 ※ダウンロードはできません



副教材



高校生の公共ノート
教科書に完全準拠したフルカラーのノートです。「チェック」で基礎の定着を図り、「チャレンジ」で実践問題に挑戦できます。



ライブ! 公共
親しみやすい導入と豊富な図解、丁寧な解説で学習が深まる、池上彰監修の資料集です。

全体構成

単元構成

特色①

特色②

見開き構成

単元紹介

QRコンテンツ

関連教材



特色一覧

項目	特色
総合的な特色	<ul style="list-style-type: none"> ・公共的な空間のなかで主権者および自立した契約主体として求められる、①さまざまな課題をみずからの問題として正対し解決しようとする意欲・関心と、②その課題に対して自分なりに判断していくために必要な資質・能力を、確実に身につけられるように構成されている。 ・教科書全体を通して、実社会の具体的な課題が積極的に取り上げられ、また課題に対するさまざまな立場の人の意見や主張が数多く紹介されており、物事を多面的・多角的に考察できるように工夫されている。 ・最新の具体事例や高校生の活動事例が豊富に取り上げられ、学習者の興味・関心を高め、学んだ内容を社会に生かす姿勢を育めるように工夫されている。 ・単元ごとに設定された第1部の「章の問い」や第2部の「節の問い」、各見開きに設定された「学習課題」は、学習内容と学習者自身との関わりを意識した内容となっており、それらの問いや課題に取り組むことで、社会参画に向けた態度が形成されるように構成されている。 ・各分野がバランスよく配置され、分かりやすい本文と高い資料性を備えることで、基礎から応用まで幅広い学習に対応できるように工夫されている。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1部「公共の扉」は、実社会の課題解決に必要な「視点や方法」を養えるように構成されている。 ・特設「「公共」の見方・考え方」では、幸福や正義、公正といった概念的枠組みや、義務論、功利主義をはじめとする選択・判断の手がかり、人間の尊厳と平等、民主主義などの基本的原理を理解し活用することで、第2部以降の学習に生かせるように工夫されている。 ・身近な事例が数多く取り上げられ、青年期の特徴や悩み、多様性のあり方、キャリア形成や先哲思想に関する学習において、自己と他者、自己と社会の関わりについて考えられるように工夫されている。 ・「共有地の悲劇」などの「思考実験」においては、人々の多様な主張や利害が複雑に絡み合う社会の構造をモデル化し、課題の本質をとらえながら、人間としてのあり方・生き方を考察できるように工夫されている。 ◆第2部「よりよい社会の形成に参画する私たち」は、社会制度への理解を深め、課題解決に向けた思考力・判断力を育成できるように構成されている。 ・学習指導要領に示された法、政治、経済に関する13の事例や課題が主題として教科書の各節と対応しており、主題に沿った学習が展開できるように配列が工夫されている。 ・第2部以降の本文記述では、第1部で学習した公共的な空間におけるあり方・生き方に関する認識を基礎として、よりよい社会の形成に参画する意識を高められるように配慮されている。 ・特設「実社会の諸課題」を各節末に設置し、第1部で学んだ「視点や方法」を活用しながら、実社会の具体的な課題について解決策を考察することで、主体的・対話的で深い学びを促進できるように構成されている。 ・特設「戦後史にアクセス」では、戦後の日本と世界の政治・経済の歩みを振り返りながら、習得した知識を時系列で整理できるようにしている。また、歴史科目とのカリキュラム・マネジメントを図れるように配慮されている。 ・各章の「振り返りページ」では、学習内容を踏まえ、探究したい課題を記述する問いが設けられ、第3部で学習者が探究課題を設定しやすいように配慮されている。 ◆第3部「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」は、科目のまとめとして実践的な課題探究学習を行うことで、持続可能な社会を形成する主体としての資質・能力を身につけられるように構成されている。 ・課題探究学習では、課題の設定、情報の収集と分析、レポートの作成方法などが手順ごとに詳しく解説され、探究活動を円滑に進められるように工夫されている。 ・「探究課題例」では、人口減少問題、生命倫理、地球環境問題、情報といったテーマが取り上げられ、各領域を横断した総合的な探究が可能となるように構成されている。 ◆教科書全体を通して、QRコンテンツが充実しており、紙面を超えた多様な学びに対応できるように工夫されている。
構成・分量	<ul style="list-style-type: none"> ・「学習課題→導入→本文→資料→確認→説明」の流れで構成され、学習の見通しを立てやすいように配慮されている。 ・原則として1時間1見開き構成となっており、分量が適切となるよう調整され、学習計画を立てやすいように工夫されている。 ・見開きごとに「導入」が設置されており、実社会と学習内容の関わりを意識しやすい構成になっている。 ・発展的な内容の学習も可能となるように、側注欄の補足解説や資料、特設ページが充実している。
表記・表現および使用上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・具体例やたとえが適宜取り入れられ、中学校で学ぶ漢字にもふりがなが付されるなど、理解しやすい平易な本文となるように工夫されている。また、重要語句は太字となっており、視認性が高まるように工夫されている。 ・本文内容を補足する「WORD」と「補足解説」を多く設置し、理解を助ける工夫がされている。 ・本文には関連図版・写真の図番号が示され、資料の活用を促す工夫がされている。 ・本文行間には、関連する事項が扱われている箇所の参照ページが付されている。
ユニバーサルデザインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本文や補足解説、キャプションなどの文字には、見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォント（UDフォント）が使用され、誤読を防ぐ配慮がなされている。 ・カラーユニバーサルデザインを採用し、色覚特性のある学習者にも読み取りやすい表現になっている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の判型をワイドなAB判とし、図版や写真、コラム、補足解説を充実させ、深い学びのための知識を多面的・多角的に補完できるように工夫されている。 ・紙は環境に配慮し、かつ裏写りしない用紙が使用されている。 ・インキには、再生産が可能な植物由来の油などを原料とするライスインキが使用されている。 ・使用期間の間、破損することがないように、堅牢なつくりになっている。 ・指導資料や準拠ノートをはじめ、充実した関連教材が用意されている。

著作関係者 ※所属・肩書きは令和8(2026)年3月時点のもの

著作者

渥美 利文 (東京都立東久留米総合高等学校教諭)
 内久根 直樹 (千葉県立東葛飾高等学校教諭)
 苅部 直 (東京大学教授)
 川崎 誠司 (東京学芸大学教授)
 君塚 正臣 (横浜国立大学教授)
 佐藤 豊記 (北海道高等学校遠隔授業配信センター次長)
 唐仁原 友紀 (東京都立高島高等学校教諭)

中島 隆博 (東京大学教授)
 平岡 可奈之 (東京学芸大学非常勤講師)
 宮川 大介 (早稲田大学教授)
 安井 健人 (桐蔭学園中等教育学校教諭)
 脇田 成 (東京都立大学教授)
 渡辺 祥介 (札幌創成高等学校副教頭)
 株式会社帝国書院

編集協力者

大石 昇平 (兵庫県立洲本高等学校教諭)
 菊地 誉 (北星学園女子中学高等学校教諭)
 中村 大輔 (札幌光星高等学校教諭)
 福田 秀志 (兵庫県立尼崎小田高等学校教諭)

特別支援教育に関する監修・校閲者

丹治 達義 (筑波大学附属視覚特別支援学校教諭)